

淀川水系 東近江圏域
河川整備計画
(変更)

計画概要説明資料

令和6年3月
滋賀県

頁	河川整備計画（本文）	出典・根拠
	<p style="text-align: center;">◆◆◆東近江圏域の川の将来像について ◆◆◆</p> <p><はじめに></p> <p>平成9年の河川法の改正から、河川整備計画を作成する際に、必要があると認めるときは、学識経験者の意見を聞くことや関係住民の意見を反映するための必要な措置を講ずることが定められています。そこで滋賀県では、学識経験者で構成される「淡海の川づくり検討委員会」を組織するとともに、各河川の流域から公募したメンバーによる川づくり会議を開催し、意見交換や現地見学会を通じて、川づくりに対する提案をしていただきました。東近江圏域では、淡海の川づくり検討委員会と川づくり会議での意見や提言をもとに以下に記述する「東近江圏域の川の将来像」を取りまとめています。後述の河川整備計画（案）では、この将来像を見据えて、現時点での今後概ね20年を目途に実施できる河川の整備内容を記述しています。</p> <p>東近江圏域の川の将来像とは</p> <p>東近江圏域では治水・利水・環境面で、健全で多様な機能が発揮され、流域の人々が様々な恵みを受用できる川を目指します。そのためには、流域の人々が、豊かな自然、風土に培われた歴史・文化を認識し、人と川との絆をさらに強くすると共に、多様な生物が生息し、清流とみどり豊かな河川を構築し、生活の豊かさと自然環境の豊かさが両立した「東近江の川」を目指します。</p> <p>これらを実現するためには、河川だけでなく流域を視野に入れた総合的な管理を行うとともに、河川管理者のみならず、関係部局、住民・企業・自治体等の緊密な連携と協働が必要です。</p> <p>（1）<u>豊かで安心・安全な地域をつくる川（治水）</u></p> <p>住民が安心して豊かな生活を営み、持続可能な節度ある社会の発展を進めるために、天井川の切り下げや河道の拡幅などのハード対策により洪水の危険から地域を守るとともに、想定される浸水区域の公表や避難経路を示すなど、被害を軽減するためのソフト対策の展開を図ります。</p> <p>さらに、流域での土砂移動を踏まえた対策や、災害への迅速な対応など、安心・安全な地域となるよう川づくりを進めます。</p> <p>（2）<u>清らかな流れを支え、健全な水循環系を構築する川（利水・水量・水質）</u></p> <p>流域にふさわしい適正な水循環系を確立するため、流域内の行政・住民・事業者等の各主体が、流域の水循環の現状を把握し、共通認識を持った上で、各主体の合意のもと、適正な水利用のための総合的な施策の展開を図ります。</p> <p>具体的には、地域の実情を踏まえた上で、川としてふさわしい水量・水質を確保するために、たとえば、森林や農地、市街地の浸透貯留域の保全や向上、水の反復利用など流域全体での水源涵養による河川水量の確保に努め、また下水道整備などによる汚濁発生源対策や琵琶湖・内湖・河川への流出過程での汚濁負荷の削減対策の展開を図ることにより水質の保全を行います。さらに、住民の積極的な参画により、山と里そして琵琶湖を結ぶ、健全な水循環を構築する川づくりを目指します。</p>	

頁	河川整備計画（本文）	出典・根拠
	<p>（３）豊かな自然と共生し、多様な生物が生息する川（生態）</p> <p>琵琶湖およびその周辺地域には多様な自然生態系が発達しており、河川は琵琶湖湖辺域と山地森林を結ぶビオトープネットワークを形成する骨格となっています。そのため、治水・利水機能との均衡を図りながら、多様な生物の生息・生育環境の確保に努め、豊かな生態系を有する自然と人間とが共存・共生でき、将来にわたり水と緑豊かな自然環境の恵みを受け続けられる川づくりを目指します。</p> <p>（４）地域の原風景を復活し、「ふるさと」として誇れる川（利用・景観）</p> <p>水とみどりの空間としての河川は、人間と生き物たちの共生の場であり、人々が自然と触れあうことにより豊かな情操を育むとともに、生態系や水環境の大切さを学ぶ環境学習の場となります。また、貴重なオープンスペースとしての河川は、人々が余暇時間を有意義に過ごせるために、憩いの場や散策の場、健康増進のためのレクリエーションの場となります。そこで、河川空間の持つ水辺の魅力を高め、水に親しみふれあうことができ、快適な水辺を実感できる川づくりを目指します。</p> <p>さらに、ヨシ帯と家並みなど、まわりの自然とまちの景観がとけあい、地域固有の水辺の原風景を大切に、美しく心やすらぐ「ふるさと」として誇れる川づくりを目指します。</p> <p>（５）新たな文化の創造と流域単位の連携・協働・交流を促進する川（歴史・文化）</p> <p>地域に伝わる川や水にまつわる歴史・文化を継承する水辺の整備を図るとともに、個性のある流域文化を育むために、流域住民の相互の交流を図りながら、人と川との関わりをなお一層深められる川づくりを目指します。</p> <p>さらには、多くの地域住民が一同に集まる水辺での催しなどを通じて、感動と共感を持って文化を共有するなど、川を軸に流域単位での取り組みや水にまつわる地域文化交流の輪を広げ、流域単位で水との関わりを踏まえた川づくりを目指します。</p>	



目

次



1. 圏域、河川の概要	1
1.1 東近江圏域の概要	1
1.2 河川の現状と課題	8
1.2.1 治水に関する現状と課題	8
1.2.2 利水に関する現状と課題	11
1.2.3 河川環境に関する現状と課題	12
1.2.4 琵琶湖・湖辺に関する現状と課題	17
2. 河川整備計画の目標に関する事項	20
2.1 計画対象期間、計画対象河川	20
2.2 計画の目標	20
2.2.1 洪水による災害の発生の防止または軽減に関する事項	20
2.2.2 河川の適正な利用および流水の正常な機能の維持に関する事項	24
2.2.3 河川環境の整備と保全に関する事項	24
2.2.4 琵琶湖の整備と保全に関する事項	25
2.3 整備実施区間・調査検討区間（区域）・整備時期検討区間	26
3. 河川整備の実施に関する事項	28
3.1 河川工事の目的、種類および施工場所	28
3.1.1 愛知川	28
3.1.2 長命寺川、蛇砂川、八日市新川	30
3.1.3 日野川	33

3.2 河川の維持の目的、種類および施工場所	36
3.2.1 河川の維持の目的	36
3.2.2 河川の維持の種類および施工場所	36
3.3 その他河川の整備を総合的に行うために必要な事項	38
3.3.1 河川への流出量の抑制	38
3.3.2 総合的な土砂管理に向けた取り組み	38
3.3.3 川に関わり、川に親しむ地域社会の形成	39
3.3.4 水量・水質等の把握	39
4. 超過洪水時の被害を最小化するために必要な事項	40
4.1 平常時における関係機関の連携	40
4.2 洪水時の連携強化	40
4.3 水防、避難体制の強化	40
4.4 水害に強いまちづくり	40
4.5 地域防災力の向上	41
4.6 超過洪水時の減災に効果のある河川管理施設の整備・保全	41
5. 附則資料（東近江圏域位置図）	43

1. 圏域、河川の概要

1.1 東近江圏域の概要

東近江圏域は、滋賀県南東部の琵琶湖東岸に位置し、近江八幡市、東近江市、日野町、竜王町および彦根市、愛荘町の一部（愛知川流域）と野洲市、湖南市の一部（日野川流域）を含む5市3町の淀川水系に属する一級河川およびその流域を対象とし、圏域の面積は約696 km²です。また、水利用地域や氾濫原を流域圏としてとらえるとさらに広大な地域となります。

圏域には、東近江市および近江八幡市において琵琶湖へ直接流入する一級河川が7河川あります。主要な河川としては、北から愛知川、長命寺川(蛇砂川)、日野川があり、三重県と接し鈴鹿山脈の一部を形成する鈴ヶ岳、藤原岳、竜ヶ岳、御在所山、雨乞岳、綿向山等に水源を発しています。圏域の中流部では扇状地性低地が形成され、その中に広い段丘地形が発達しています。圏域下流部は平野（三角州性低地）が大半を占め、島状山地の影では沖積が進まず、大中の湖をはじめとした多くの内湖や低湿地が形成されていました。しかし、これらの内湖は戦後相次いで干拓され、現存する内湖としては、西之湖が県下最大です。また、下流部の標高100m～110m付近には湧水帯（自噴井戸）が分布し、豊富で良質な地下水を供給しています。

その他の大同川、八幡川、白鳥川および大惣川は圏域中央部より西に位置し、水田地帯や都市部または集落部を流下し、琵琶湖に流入している河川です。

・東近江圏域面積

現行計画記載面積（陸地部）：615km²+琵琶湖面積：81.34km²=696.34km²

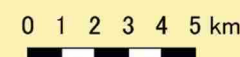
圏域分割図



東近江圏域詳細図



東近江圏域関係市町5市3町
対象河川には琵琶湖が含まれています。
一部支川が省略されています。



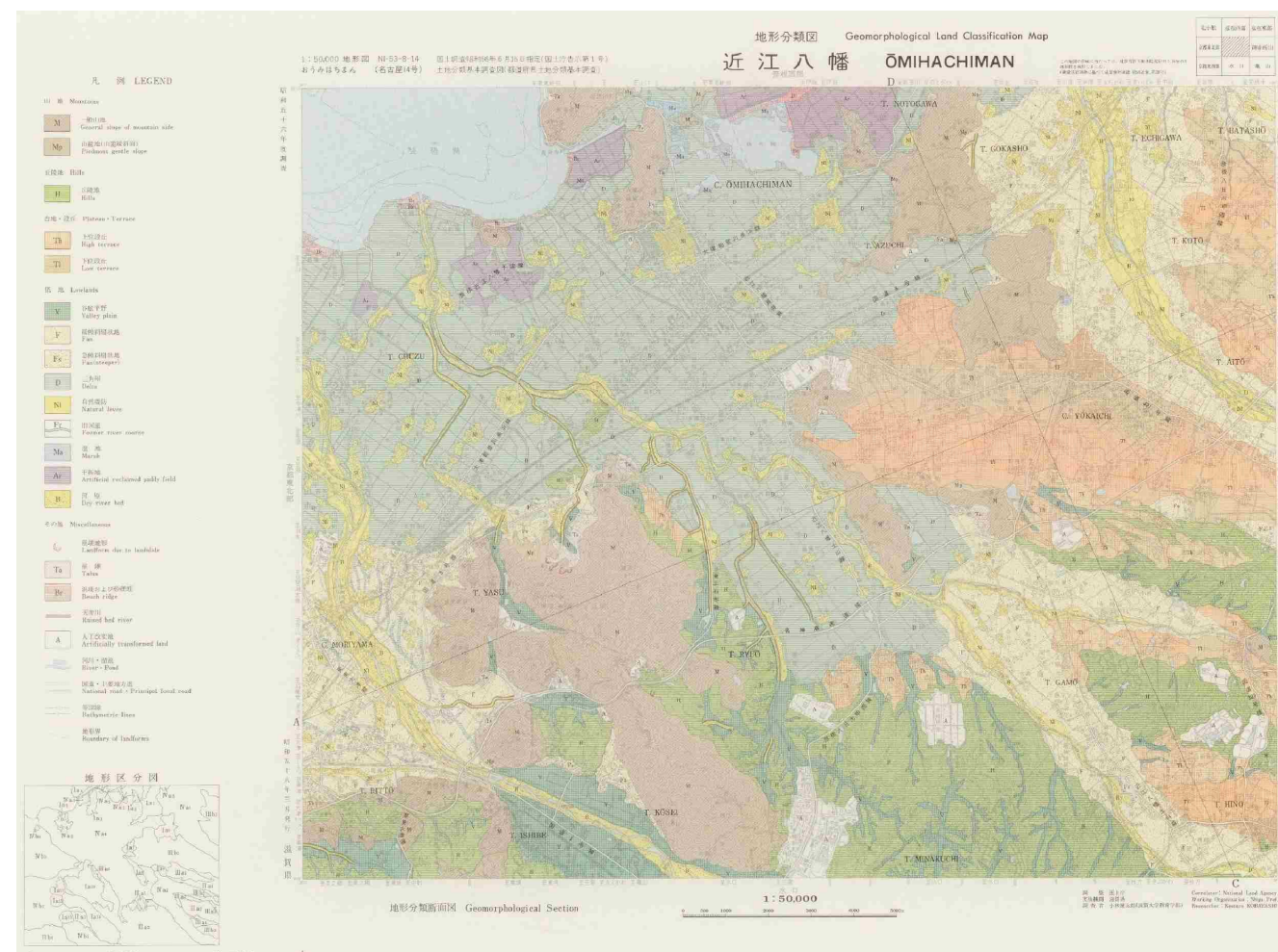
1

滋賀県の地盤をなしている岩石は、秩父中生層（1.6億～2億年前）、第三紀層（3～5千万年前）、第四紀層（2百万年前）に属する堆積岩、火成岩（花崗岩、大規模火砕流堆積物など）や小地域に露出している変成岩でできています。

東近江圏域の布引丘陵をはじめとした丘陵地は、古琵琶湖（約43～400万年前）の湖底に堆積した粘土や砂礫層が地殻変動によって変位した古琵琶湖層群と呼ばれる地質からなっています。この古琵琶湖層群は土砂流出が著しく、沿川の土地利用と相まって、圏域のいくつかの河川では天井川が形成されています。圏域下流部の平野に点在する島状の山塊は、古生代の石英斑岩などからなり、岩質は硬く、侵食から残された残丘で、数万～数千年前まで現在の沖島のように湖面に浮かぶ島や岬を形成していたものと考えられています。

・滋賀県の地盤

国土調査（5万分の1都道府県土地分類基本調査（滋賀県））地形分類図



1

日本列島のほぼ中央に位置する滋賀県は、日本海型気候区（北陸地方）、瀬戸内海型気候区、東日本型気候区（東海地方）が接した位置にあります。また、周囲を高い山々で囲まれていることから、滋賀県の気候は、温暖な東日本・瀬戸内海型と冬期に雪による降水量が多い日本海・中部山岳型の気候を相備えながら、琵琶湖の気候調節作用にも大きな影響を受けるため、県全体を一気候で特色づけられず、気候内容は複雑な変化を示しています。

東近江圏域の年間降水量は、上流部の鈴鹿山脈を中心とした山地部で約 1,800mm（蓼畑）、琵琶湖に近い下流部は約 1,600mm（近江八幡）であり、どちらの地域も台風期に多いのが特徴です。

自然や景観について見ると、琵琶湖周辺は昭和 25 年に我が国で初めて国定公園（「琵琶湖国定公園」）に指定され、豊かな自然と動植物の宝庫となっています。滋賀県と三重県の境界を南北に走る延長約 50km、幅約 10km の鈴鹿山脈一帯は、昭和 43 年に「鈴鹿国定公園」に指定され、天然記念物のニホンカモシカ等多くの鳥獣が生息しています。また、日野川中流域南西に隣接する「三上・田上・信楽県立公園」は昭和 44 年に指定されています。西之湖周辺のヨシ群落は、

・気候：気象庁（彦根地方气象台）

滋賀県の気候

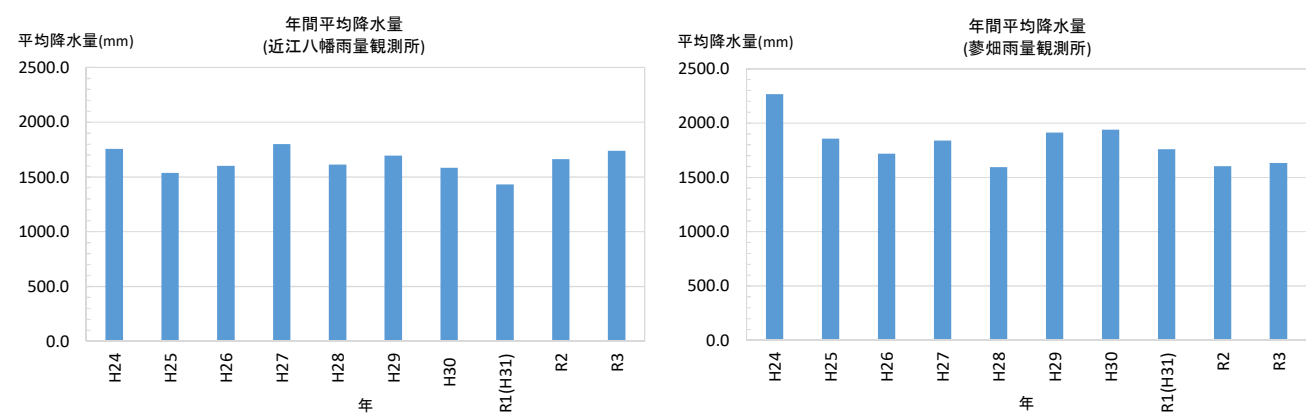
●地勢

滋賀県は、日本列島のほぼ中央部に位置し、周囲に 1000m 前後の山脈が連なり、中央部には日本最大の琵琶湖を擁する大きな盆地です。南は伊勢湾、北は若狭湾によって本州の狭くなった所に位置し、大阪湾から若狭湾に至る低地帯の一部であり、それぞれの湾から入る気流の通路となっています。このような地形の影響を受けて、各地の天候にはかなり相違があります。気候区分によると、滋賀県は日本海気候区、東海気候区及び瀬戸内海気候区が重なり合う地域となっており、準海洋性の気候を示す温和なところとす。

・年間降水量：過去 10 年間の月別平均雨量から算出。

近江八幡雨量観測所データ：気象庁

蓼畑雨量観測所データ：滋賀県土木防災情報システム「雨量・水位情報」



・国定公園：環境省「日本の国立公園,国定公園の概要」

公園名 指定年月日 面積 関係都道府県	特 色			
	総 括	景観・地形地質	動 物	植 物
愛 知 高 原 S45.12.28 21,740ha 愛知	三河山地、愛岐丘陵南部及び矢作川上流部地域の高原と河川景観を主とする公園 東海自然歩道沿線の公園	隆起山地の準平原 溪谷美（神越溪谷、香嵐溪）	ニホンイノシシ アオゲラ、アカゲラ等キツツキ類	ブナ、ミズナラ、モミ、ツガ、チョウジザクラ
三 河 湾 S33.4.10 9,457ha 愛知	渥美、知多両半島の海岸景観と三河湾内の内海多島景観を主とする公園	中生層・第三紀層の丘陵地形 内海多島景観と海蝕崖	カワウ（鶺鴒池）、タカ類（伊良湖岬・渡り）	ウバメガシ自然林（羽豆神社、渥美半島古山） ハマユウ、ハマボウ等暖地性海浜植物群落
鈴 鹿 S43.7.22 29,821ha 三重・滋賀	伊勢湾水系と琵琶湖水系とを東西に分ける標高千メートル級の連峰	秩父古生層に属する砂岩 凝灰岩 カルスト地形（御池岳）	ニホンカモシカ シギフチョウ オオサンショウウオ	ブナ、カシ類、モミ、スギ、ホンシャクナゲ群落
室 生 赤 日 青 山 S45.12.28 26,308ha 三重・奈良	室生火山群、青山高原及び高見山地帯から成る公園 東海自然歩道沿線の公園	隆起準平原 室生火山群（大洞、倶利伽羅山等） 柱状節理の火山地形にすぐれる	ニホンカモシカ、ニホンジカ、ニホンザル オオサンショウウオ等のサンショウウオ類	アセビ、イヌツゲ、ツツジ、ブナ、ツガ（高見山） 湿原植生（お亀池）
琵琶湖 S25.7.24 97,601ha 滋賀・京都	わが国最大の淡水湖風景 近江八景 歴史と遺跡	断層陥没湖（琵琶湖） 花崗岩地塁山脈	ホンモロコ、ニゴロブナ、ビワコオオナマズ、イサザ等固有淡水魚類	タラヨウ、ルリトラノオ、イブキレイジンソウ、イブキトラノオ、イブキフウロ、キバナノレンリソウ ハマヒルガオ、ハマゴウ等 海岸植物

頁	河川整備計画（本文）	出典・根拠																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																	
1	<p>「滋賀県琵琶湖のヨシ群落の保全に関する条例」の保全地域として指定されているとともに、琵琶湖につながる長命寺川を含め、平成20年10月にラムサール条約に追加登録されています。</p>	<p>・自然：滋賀県「ラムサール条約と琵琶湖」</p>																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																	
2	<p>また、琵琶湖八景にも詠われるほど四季折々の素晴らしい景観を生み出す近江八幡の水郷が平成18年1月26日に、伊庭内湖の農村景観が平成30年10月15日に重要文化的景観に選定されています。</p> <p>東近江圏域の歴史は古く、湖岸地帯には縄文、弥生、古墳時代の集落遺跡が広く分布し、数多くの土器類が出土しています。また、当圏域は中山道、八風街道といった主要道が交差する位置にあり、戦国時代には観音寺城、安土城、八幡山城等、多くの武将が城を設けた要衝の地でした。江戸末期から明治時代にはこのような道路網を利用した商業が発達し、八幡商人、日野商人、五個荘商人などの近江商人の発祥地となっています。</p> <p>圏域の文化財は、国指定が177件、県指定が84件、市町指定317件です。文化財の内訳は、石塔寺三重塔（東近江市）等の建造物149件、木造千手観音立像（近江八幡市）等の彫刻206件、石燈籠（東近江市）等の工芸品76件、安土城跡（近江八幡市・東近江市）等の史跡・名勝38件、愛知河架橋絵巻（愛荘町）等の絵画等64件、鎌掛谷ホンシヤクナゲ群落（日野町）等の天然記念物10件、大風揚げ習俗（東近江市）等の無形文化財・民俗文化財35件となっています。また、雪野山古墳（東近江市）等の埋蔵文化財は平地部に縄文、弥生、古墳時代の遺跡として数多く分布しています。</p>	<p>ラムサール条約湿地「琵琶湖」</p> <p>琵琶湖は、日本のほぼ中央に位置するわが国最大の淡水湖で、近畿1400万人の命の水であるだけでなく、多様な動植物が生息・生育しています。</p> <p>琵琶湖には、毎年、ヒシクイ、コハクチョウ、カモ類などが6万羽以上飛来しており、全国的に見ても名高い渡り鳥の越冬地ともなっています。琵琶湖は鳥獣保護区に指定され、国立公園にも指定されています。また、平成4年(1992年)に施行されたヨシ群落保全条例により、水鳥にとっても重要な、ヨシ群落の保全が図られています。</p> <p>ラムサール条約湿地を指定するための国際的な基準の一つに、「定期的に2万羽以上の水鳥を支える湿地」という基準があり、琵琶湖はその基準を満たしていることから、滋賀県は平成5年(1993年)3月、琵琶湖がラムサール条約湿地となるよう国に申し入れを行いました。これを受けて、必要な手続きが行われ、平成5年(1993年)6月10日、北海道釧路市で開催された「ラムサール条約第5回締約国会議」において琵琶湖の湿地登録認定証の交付を受け、日本国内で9番目のラムサール条約湿地となったのです。</p> <p>また、平成20年10月30日、韓国昌原市で開催された第10回締約国会議において、西之湖が拡大登録されました。これにより、ラムサール条約湿地としての琵琶湖は琵琶湖(65,602ha)と西之湖(382ha)をあわせて65,984haとなりました。</p> <p>・景観：東近江市「重要文化的景観」</p> <p>琵琶湖の内湖である伊庭内湖に面し、集落の背後に聳える織山とそこから内湖に流れ込む川と集落内に張り巡らされた水路を巡る水から生み出された文化的景観です。</p> <div data-bbox="1439 961 1872 1291">  </div> <div data-bbox="1439 1302 1944 1333"> <p>内湖とともに暮らす集落の特徴がよくわかります。</p> </div> <div data-bbox="1944 961 2377 1260">  </div> <div data-bbox="1899 1260 2418 1291"> <p>かつて集落内の水路は、田舟が行き来していました。</p> </div> <div data-bbox="2433 919 2775 1396">  </div> <div data-bbox="2448 1417 2775 1449"> <p>【伊庭内湖の農村景観】範囲図</p> </div> <p>・文化財：滋賀県「文化財目録」</p> <table border="1" data-bbox="385 1449 1929 1921"> <thead> <tr> <th rowspan="2">対象地区</th> <th colspan="4">建造物</th> <th colspan="4">彫刻</th> <th colspan="4">工芸品</th> <th colspan="4">史跡・名勝</th> <th colspan="4">絵画</th> <th colspan="4">天然記念物</th> <th colspan="4">無形文化財・民俗文化財</th> </tr> <tr> <th>国指定</th> <th>県指定</th> <th>市町指定</th> <th>計</th> <th>国指定</th> <th>県指定</th> <th>市町指定</th> <th>計</th> <th>国指定</th> <th>県指定</th> <th>市町指定</th> <th>計</th> <th>国指定</th> <th>県指定</th> <th>市町指定</th> <th>計</th> <th>国指定</th> <th>県指定</th> <th>市町指定</th> <th>計</th> <th>国指定</th> <th>県指定</th> <th>市町指定</th> <th>計</th> <th>国指定</th> <th>県指定</th> <th>市町指定</th> <th>計</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>東近江市</td> <td>13</td> <td>11</td> <td>40</td> <td>64</td> <td>22</td> <td>4</td> <td>67</td> <td>93</td> <td>6</td> <td></td> <td>28</td> <td>34</td> <td>1</td> <td>8</td> <td>10</td> <td>19</td> <td>7</td> <td>2</td> <td>19</td> <td>28</td> <td>2</td> <td></td> <td>2</td> <td>4</td> <td>1</td> <td>9</td> <td>8</td> <td>18</td> </tr> <tr> <td>近江八幡市</td> <td>15</td> <td>13</td> <td>14</td> <td>42</td> <td>41</td> <td>4</td> <td>42</td> <td>87</td> <td>6</td> <td>2</td> <td>9</td> <td>17</td> <td>3</td> <td>4</td> <td>1</td> <td>8</td> <td>8</td> <td></td> <td>2</td> <td>16</td> <td>26</td> <td></td> <td>1</td> <td>1</td> <td>4</td> <td>2</td> <td>7</td> </tr> <tr> <td>日野町</td> <td>4</td> <td>3</td> <td>23</td> <td>30</td> <td>10</td> <td>1</td> <td>7</td> <td>18</td> <td>4</td> <td>1</td> <td>6</td> <td>11</td> <td></td> <td>2</td> <td></td> <td>2</td> <td></td> <td>3</td> <td>2</td> <td>5</td> <td>5</td> <td></td> <td></td> <td>5</td> <td>1</td> <td>5</td> <td>6</td> </tr> <tr> <td>竜王町</td> <td>10</td> <td></td> <td>3</td> <td>13</td> <td>8</td> <td></td> <td></td> <td>8</td> <td>2</td> <td></td> <td>12</td> <td>14</td> <td>1</td> <td>3</td> <td></td> <td>4</td> <td></td> <td></td> <td>5</td> <td>5</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>0</td> <td></td> <td>1</td> <td>1</td> </tr> <tr> <td>東近江市・竜王町^{※3}</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>0</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>0</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>0</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>0</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>0</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>0</td> <td>2</td> <td></td> <td>2</td> </tr> <tr> <td>近江八幡市・他5市^{※4}</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>0</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>0</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>0</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>0</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>0</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>0</td> <td></td> <td>1</td> <td>1</td> </tr> <tr> <td>近江八幡市・東近江市^{※5}</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>0</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>0</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>0</td> <td>2</td> <td></td> <td></td> <td>2</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>0</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>0</td> <td></td> <td>0</td> </tr> <tr> <td>彦根市・東近江市(世田谷区)^{※6}</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>0</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>0</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>0</td> <td>1</td> <td></td> <td></td> <td>1</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>0</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>0</td> <td></td> <td>0</td> </tr> <tr> <td>近江八幡市・東近江市・竜王町^{※7}</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>0</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>0</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>0</td> <td>1</td> <td></td> <td></td> <td>1</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>0</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>0</td> <td></td> <td>0</td> </tr> <tr> <td>東近江市・愛荘町^{※8}</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>0</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>0</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>0</td> <td></td> <td>1</td> <td></td> <td>1</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>0</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>0</td> <td></td> <td>0</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td>42</td> <td>27</td> <td>80</td> <td>149</td> <td>81</td> <td>9</td> <td>116</td> <td>206</td> <td>18</td> <td>3</td> <td>55</td> <td>76</td> <td>9</td> <td>18</td> <td>11</td> <td>38</td> <td>15</td> <td>7</td> <td>42</td> <td>64</td> <td>7</td> <td>0</td> <td>3</td> <td>10</td> <td>5</td> <td>20</td> <td>10</td> <td>35</td> </tr> </tbody> </table>	対象地区	建造物				彫刻				工芸品				史跡・名勝				絵画				天然記念物				無形文化財・民俗文化財				国指定	県指定	市町指定	計	国指定	県指定	市町指定	計	国指定	県指定	市町指定	計	国指定	県指定	市町指定	計	国指定	県指定	市町指定	計	国指定	県指定	市町指定	計	国指定	県指定	市町指定	計	東近江市	13	11	40	64	22	4	67	93	6		28	34	1	8	10	19	7	2	19	28	2		2	4	1	9	8	18	近江八幡市	15	13	14	42	41	4	42	87	6	2	9	17	3	4	1	8	8		2	16	26		1	1	4	2	7	日野町	4	3	23	30	10	1	7	18	4	1	6	11		2		2		3	2	5	5			5	1	5	6	竜王町	10		3	13	8			8	2		12	14	1	3		4			5	5				0		1	1	東近江市・竜王町 ^{※3}				0				0				0				0				0					0	2		2	近江八幡市・他5市 ^{※4}				0				0				0				0				0					0		1	1	近江八幡市・東近江市 ^{※5}				0				0				0	2			2				0					0		0	彦根市・東近江市(世田谷区) ^{※6}				0				0				0	1			1				0					0		0	近江八幡市・東近江市・竜王町 ^{※7}				0				0				0	1			1				0					0		0	東近江市・愛荘町 ^{※8}				0				0				0		1		1				0					0		0	計	42	27	80	149	81	9	116	206	18	3	55	76	9	18	11	38	15	7	42	64	7	0	3	10	5	20	10	35
対象地区	建造物				彫刻				工芸品				史跡・名勝				絵画				天然記念物				無形文化財・民俗文化財																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																										
	国指定	県指定	市町指定	計	国指定	県指定	市町指定	計	国指定	県指定	市町指定	計	国指定	県指定	市町指定	計	国指定	県指定	市町指定	計	国指定	県指定	市町指定	計	国指定	県指定	市町指定	計																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																							
東近江市	13	11	40	64	22	4	67	93	6		28	34	1	8	10	19	7	2	19	28	2		2	4	1	9	8	18																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																							
近江八幡市	15	13	14	42	41	4	42	87	6	2	9	17	3	4	1	8	8		2	16	26		1	1	4	2	7																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																								
日野町	4	3	23	30	10	1	7	18	4	1	6	11		2		2		3	2	5	5			5	1	5	6																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																								
竜王町	10		3	13	8			8	2		12	14	1	3		4			5	5				0		1	1																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																								
東近江市・竜王町 ^{※3}				0				0				0				0				0					0	2		2																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																							
近江八幡市・他5市 ^{※4}				0				0				0				0				0					0		1	1																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																							
近江八幡市・東近江市 ^{※5}				0				0				0	2			2				0					0		0																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																								
彦根市・東近江市(世田谷区) ^{※6}				0				0				0	1			1				0					0		0																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																								
近江八幡市・東近江市・竜王町 ^{※7}				0				0				0	1			1				0					0		0																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																								
東近江市・愛荘町 ^{※8}				0				0				0		1		1				0					0		0																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																								
計	42	27	80	149	81	9	116	206	18	3	55	76	9	18	11	38	15	7	42	64	7	0	3	10	5	20	10	35																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																							

※1:無形民俗文化財(県指定)の「けんけと祭」は、町により保護団体が異なるもの同じ文化財のため、カウント1とした。
 ※2:「県外移動」に登録されているものについて、所有者(所在地)が圏域内であるものをカウントした。
 ※3:所在地が東近江市、竜王町、守山市、甲賀市として登録されている。
 ※4:所在地が近江八幡市、大津市、草津市、守山市、栗東市、野洲市として登録されている。
 ※5:所在地が近江八幡市と東近江市にわたっている。
 ※6:所在地が彦根市、東近江市(世田谷区)として登録されている。
 ※7:所在地が近江八幡市と東近江市と竜王町にわたっている。
 ※8:所在地が東近江市と愛荘町にわたっている。

圏域の土地利用は、山林等が約 63%、農地が約 27%、宅地等が約 10%（令和 2 年度）となっており、戦後の内湖干拓による農地の拡大期と、高度成長期の八日市台地や鉄道駅周辺および布引丘陵地などにおける市街地の拡大期の 2 つの大きな変貌期を経て現在の土地利用が形成されてきました。

圏域上流部では、人口の減少または横ばい傾向が続いており、土地利用の変化はほとんど見られませんが、布引丘陵に接する東近江市をはじめ日野町、竜王町では、昭和 50 年代に入り工業団地やゴルフ場などの開発が進み様相が大きく変貌しています。また、下流部の近江八幡市、東近江市では京阪神への通勤可能地として著しい人口増加を呈し、商都として発展してきた城下町から鉄道周辺に町の重心を移動させながら、市街地が拡大しています。

圏域内の人口は、約 22 万 7 千人（令和 2 年）で、県の約 16%を占めます。

・土地利用：滋賀県統計書

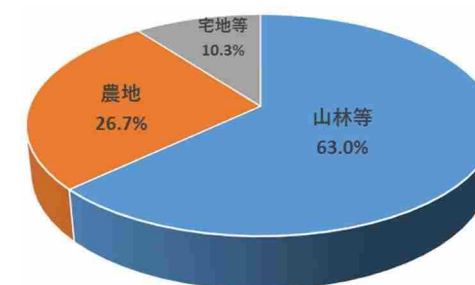
対象地区：近江八幡市、東近江市、日野町、竜王町

※彦根市、愛荘町、湖南市、野洲市は大部分が圏域外となるため、記載しない。

※森林地域：池沼・山林・原野、農業地域：田・畑、都市地域：宅地

市町村名	年	田	畑	宅地	池沼	山林	原野
近江八幡市	平成12年	4682	315	1781	13	822	2514
	平成22年	4478	313	1946	13	765	2614
	令和2年	4384	282	2085	14	742	2635
東近江市	平成12年	8610	637	2741	86	14221	12043
	平成22年	8349	557	2789	59	12449	14132
	令和2年	8237	527	2952	12	10743	16035
日野町	平成12年	2302	326	934	0	3463	4741
	平成22年	2264	310	986	0	3432	4770
	令和2年	2226	301	1041	2	3369	4824
竜王町	平成12年	1299	111	464	56	684	1837
	平成22年	1263	111	538	56	1343	1140
	令和2年	1242	111	595	58	1313	1132

土地利用割合



・人口：滋賀県統計書

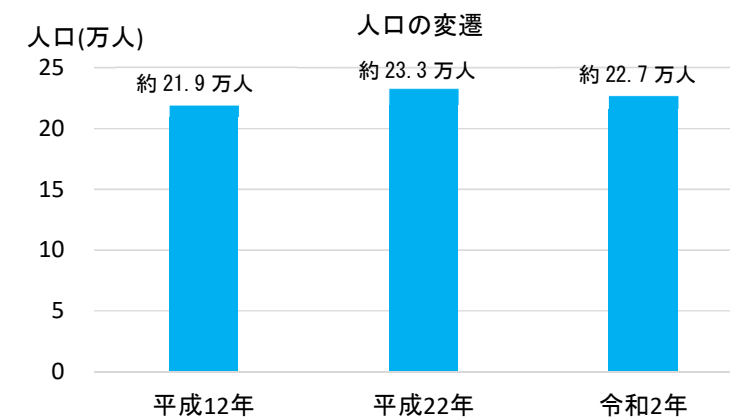
対象地区：近江八幡市、東近江市、日野町、竜王町

※彦根市、愛荘町、湖南市、野洲市は大部分が圏域外となるため、記載しない。

人口の変遷

市町名	平成12年	平成22年	令和2年
近江八幡市	68,366	81,738	81,443
東近江市	114,395	115,479	112,678
日野町	23,022	22,870	21,041
竜王町	13,370	12,916	11,886
合計	219,153	233,003	227,048
滋賀県			1,412,415

単位：人



頁	河川整備計画（本文）	出典・根拠																																																																																																					
2	<p>また、産業別就業人口構造比を見ると、圏域内の第1次産業就業者は約4千9百人(約4.4%)、第2次産業就業者は約4万4千人(約39.6%)、第3次産業は約6万2千人(約56.0%)であり、第3次産業の割合が高くなっています。</p> <p>製造業について見ると、圏域内には事業所が約500事業所あり、製造品出荷額等は年間1兆9,973億円で滋賀県全体の約25%に相当します。製造品出荷額等の上位業種を、商都として知られる近江八幡市で見ると、輸送機器、食料品製造業、プラスチック製品、窯業・土石、繊維工業となっています。</p> <p>圏域の重要な交通網は、名神高速道路、国道8号、国道307号およびJR東海道本線(琵琶湖線)やJR東海道新幹線がほぼ南北方向に、また国道421号、国道477号が東西方向に通っています。また、私鉄近江鉄道も圏域内の主要な交通として位置しています。</p> <p>圏域の農業は、湖東平野群では昔から肥沃な土壌を利用し、近江米の産地として知られています。近年では、米に加え、メロン、いちご、ぶどう、梨などの果物や野菜等都市近郊型農業も盛んになってきています。また、肉用牛、乳用牛、豚、鶏などの畜産業は県内の主要産地になっています。農業以外では、麻を使った織物(東近江市)ガラス繊維製品、組ひも(東近江市)、およびろくろを使った木地製品(東近江市)、布引焼き(東近江市)、八幡瓦(近江八幡市)、西之湖のヨシを使ったすだれ(東近江市、近江八幡市)や淡水真珠の養殖等が地場産業となっています。</p>	<p>・産業別就業人口、製造業：滋賀県「県内市町のデータ」 対象地区：近江八幡市、東近江市、日野町、竜王町 ※彦根市、愛荘町、湖南市、野洲市は大部分が圏域外となるため、記載しない。</p> <p style="text-align: center;">製造業について</p> <div style="display: flex; justify-content: space-around;"> <table border="1" data-bbox="1498 430 2166 724"> <caption>産業別就業人口</caption> <thead> <tr> <th>市町名</th> <th>第1次産業</th> <th>第2次産業</th> <th>第3次産業</th> <th>計</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>近江八幡市</td> <td>1,462</td> <td>13,446</td> <td>22,977</td> <td>37,885</td> </tr> <tr> <td>東近江市</td> <td>2,412</td> <td>22,910</td> <td>30,457</td> <td>55,779</td> </tr> <tr> <td>日野町</td> <td>555</td> <td>4,606</td> <td>5,677</td> <td>10,838</td> </tr> <tr> <td>竜王町</td> <td>459</td> <td>3,141</td> <td>3,321</td> <td>6,921</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td>4,888</td> <td>44,103</td> <td>62,432</td> <td>111,423</td> </tr> <tr> <td>比率</td> <td>0.044</td> <td>0.396</td> <td>0.560</td> <td>-</td> </tr> </tbody> </table> <table border="1" data-bbox="2270 409 2730 724"> <caption>製造業について</caption> <thead> <tr> <th>市町名</th> <th>事業所数</th> <th>製造品出荷額等(万円)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>近江八幡市</td> <td>86</td> <td>24,894,085</td> </tr> <tr> <td>東近江市</td> <td>286</td> <td>66,756,590</td> </tr> <tr> <td>日野町</td> <td>75</td> <td>35,098,246</td> </tr> <tr> <td>竜王町</td> <td>38</td> <td>72,981,884</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td>485</td> <td>199,730,805</td> </tr> <tr> <td>滋賀県</td> <td>-</td> <td>804,848,100</td> </tr> <tr> <td>比率</td> <td>-</td> <td>0.248</td> </tr> </tbody> </table> </div> <div style="display: flex; justify-content: space-around; margin-top: 20px;"> <div data-bbox="1795 745 2122 1144"> <p>産業別就業人口割合</p> </div> <div data-bbox="2151 745 2507 1144"> <p>製造品出荷額等の滋賀県に対する東近江圏域の割合</p> </div> </div> <p>・近江八幡市の製造品出荷額等：経済産業省「2020年工業統計表(令和3年8月掲載)」</p> <table border="1" data-bbox="1795 1186 2418 1564"> <caption>近江八幡市の製造品出荷額等</caption> <thead> <tr> <th>対象市名</th> <th>製造品出荷額等(万円)</th> <th>産業分類</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>近江八幡市</td> <td>11,047,640</td> <td>輸送用機械器具製造業</td> </tr> <tr> <td></td> <td>3,370,404</td> <td>食料品製造業</td> </tr> <tr> <td></td> <td>2,362,065</td> <td>プラスチック製品製造業(別掲を除く)</td> </tr> <tr> <td></td> <td>2,016,808</td> <td>窯業・土石製品製造業</td> </tr> <tr> <td></td> <td>1,240,787</td> <td>繊維工業</td> </tr> <tr> <td></td> <td>1,187,637</td> <td>電気機械器具製造業</td> </tr> <tr> <td></td> <td>953,390</td> <td>はん用機械器具製造業</td> </tr> <tr> <td></td> <td>865,078</td> <td>家具・装備品製造業</td> </tr> <tr> <td></td> <td>466,666</td> <td>化学工業</td> </tr> <tr> <td></td> <td>226,629</td> <td>生産用機械器具製造業</td> </tr> <tr> <td></td> <td>97,608</td> <td>電子部品・デバイス・電子回路製造業</td> </tr> <tr> <td></td> <td>77,339</td> <td>金属製品製造業</td> </tr> <tr> <td></td> <td>25,068</td> <td>木材・木製品製造業(家具を除く)</td> </tr> </tbody> </table>	市町名	第1次産業	第2次産業	第3次産業	計	近江八幡市	1,462	13,446	22,977	37,885	東近江市	2,412	22,910	30,457	55,779	日野町	555	4,606	5,677	10,838	竜王町	459	3,141	3,321	6,921	計	4,888	44,103	62,432	111,423	比率	0.044	0.396	0.560	-	市町名	事業所数	製造品出荷額等(万円)	近江八幡市	86	24,894,085	東近江市	286	66,756,590	日野町	75	35,098,246	竜王町	38	72,981,884	計	485	199,730,805	滋賀県	-	804,848,100	比率	-	0.248	対象市名	製造品出荷額等(万円)	産業分類	近江八幡市	11,047,640	輸送用機械器具製造業		3,370,404	食料品製造業		2,362,065	プラスチック製品製造業(別掲を除く)		2,016,808	窯業・土石製品製造業		1,240,787	繊維工業		1,187,637	電気機械器具製造業		953,390	はん用機械器具製造業		865,078	家具・装備品製造業		466,666	化学工業		226,629	生産用機械器具製造業		97,608	電子部品・デバイス・電子回路製造業		77,339	金属製品製造業		25,068	木材・木製品製造業(家具を除く)
市町名	第1次産業	第2次産業	第3次産業	計																																																																																																			
近江八幡市	1,462	13,446	22,977	37,885																																																																																																			
東近江市	2,412	22,910	30,457	55,779																																																																																																			
日野町	555	4,606	5,677	10,838																																																																																																			
竜王町	459	3,141	3,321	6,921																																																																																																			
計	4,888	44,103	62,432	111,423																																																																																																			
比率	0.044	0.396	0.560	-																																																																																																			
市町名	事業所数	製造品出荷額等(万円)																																																																																																					
近江八幡市	86	24,894,085																																																																																																					
東近江市	286	66,756,590																																																																																																					
日野町	75	35,098,246																																																																																																					
竜王町	38	72,981,884																																																																																																					
計	485	199,730,805																																																																																																					
滋賀県	-	804,848,100																																																																																																					
比率	-	0.248																																																																																																					
対象市名	製造品出荷額等(万円)	産業分類																																																																																																					
近江八幡市	11,047,640	輸送用機械器具製造業																																																																																																					
	3,370,404	食料品製造業																																																																																																					
	2,362,065	プラスチック製品製造業(別掲を除く)																																																																																																					
	2,016,808	窯業・土石製品製造業																																																																																																					
	1,240,787	繊維工業																																																																																																					
	1,187,637	電気機械器具製造業																																																																																																					
	953,390	はん用機械器具製造業																																																																																																					
	865,078	家具・装備品製造業																																																																																																					
	466,666	化学工業																																																																																																					
	226,629	生産用機械器具製造業																																																																																																					
	97,608	電子部品・デバイス・電子回路製造業																																																																																																					
	77,339	金属製品製造業																																																																																																					
	25,068	木材・木製品製造業(家具を除く)																																																																																																					
3		<p>・交通網：滋賀県「開通情報(平成25年度)」</p> <table border="1" data-bbox="1439 1680 2715 1921"> <thead> <tr> <th>番号</th> <th>路線名(箇所名) 【事務所名】</th> <th>開通区間 ①区間 ②延長</th> <th>事業効果</th> <th>開通時期</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>H25-4</td> <td>[道路整備] 国道477号 (必佐バイパス) 【東近江土木事務所】</td> <td>① 東近江市鉢物師町 ～上麻生町 ② 2車線 639m</td> <td>バイパス整備を行い、安全で円滑な道路ネットワークを確保します。</td> <td>H25.12.9 開通済</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	番号	路線名(箇所名) 【事務所名】	開通区間 ①区間 ②延長	事業効果	開通時期	備考	H25-4	[道路整備] 国道477号 (必佐バイパス) 【東近江土木事務所】	① 東近江市鉢物師町 ～上麻生町 ② 2車線 639m	バイパス整備を行い、安全で円滑な道路ネットワークを確保します。	H25.12.9 開通済																																																																																										
番号	路線名(箇所名) 【事務所名】	開通区間 ①区間 ②延長	事業効果	開通時期	備考																																																																																																		
H25-4	[道路整備] 国道477号 (必佐バイパス) 【東近江土木事務所】	① 東近江市鉢物師町 ～上麻生町 ② 2車線 639m	バイパス整備を行い、安全で円滑な道路ネットワークを確保します。	H25.12.9 開通済																																																																																																			

3

観光資源としては、国の天然記念物となっているホンシャクナゲ（日野町）、琵琶湖水運に活用され近江商人と城下町の発展をささえた八幡堀（近江八幡市）、神社拝殿が、国指定登録有形文化財に登録されている太郎坊宮（東近江市）、鎌倉時代の建築で国宝となっている苗村神社（竜王町）、織田信長築城の安土城跡（近江八幡市・東近江市）、西之湖における屋形船での水郷めぐり等があります。

また、琵琶湖や西之湖をはじめとする内湖および愛知川・日野川では、アユやフナ・コイ・ホンモロコ・アマゴなどを対象とした漁業が営まれるとともに、湖魚を原材料とした鮒ずしやえび豆などの加工品が生産されています。

・観光資源



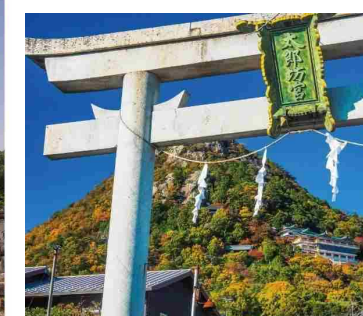
ホンシャクナゲ：日野観光協会



八幡堀：近江八幡観光物産協会



石塔寺：東近江市観光協会



太郎坊宮：東近江市観光協会



苗村神社：滋賀・びわ湖観光情報



安土城跡：滋賀・びわ湖観光情報



水郷めぐり：滋賀・びわ湖観光情報

・漁業：滋賀県農政水産部水産課「免許漁業漁場一覧（令和2年1月1日）」

免許番号	免許の内容					制限または条件	関係地区	存続期間 漁業者
	漁業種類	漁業の名称	漁業の時期	漁場の位置	漁場の区域			
内共第6号	第五種共同漁業	こい、ふな漁業	1月1日から12月31日まで	蒲生郡日野町地先日野川筋	日野町小井口地先の小井口頭首工からその上流同町西大路地先の和田橋直下にある西大路堰堤までの日野川	—	蒲生郡日野町	平成25年（2013年）9月1日から平成35年（2023年）8月31日まで 日野町漁業協同組合
内共第7号	第五種共同漁業	あゆ、あまご、いわな漁業	1月1日から12月31日まで	東近江市地先愛知川筋	東近江市神田町地先にある御河辺橋から上流の同市政所町字如来堂地先にある旧関電発電所堰堤までの愛知川（永源寺ダムを含む）ならびに和南川、堂後川、松尾谷川、渋川、樋の谷川および左目子谷川の各支流	—	東近江市のうち旧八日市市、旧永源寺町、旧愛東町および旧湖東町の区域	平成25年（2013年）9月1日から平成35年（2023年）8月31日まで 愛知川漁業協同組合
内共第8号	第五種共同漁業	あゆ、にじまず、あまご、いわな、うなぎ漁業	1月1日から12月31日まで	東近江市地先愛知川筋	東近江市政所町字如来堂地先にある旧関電発電所堰堤から上流の愛知川ならびに藤川谷、御池川、神崎川および茶屋川の各支流	—	東近江市藤畑町、紅葉尾町、黄和田町、政所町、箕川町、蛭谷町、君ヶ畑町	平成25年（2013年）9月1日から平成35年（2023年）8月31日まで 愛知川上流漁業協同組合
内共第9号	第五種共同漁業	あゆ、にじまず、あまご、いわな、うなぎ、こい、ふな漁業	1月1日から12月31日まで	犬上郡多賀町地先犬上川筋	多賀町富之尾地先にある金屋頭首工から上流の犬上川ならびに犬上川北流、大杉川、南後谷川、黒谷川、前谷川、百々女鬼谷川、御池谷川、樋田ヶ谷川、小谷川、深谷川、二瀬川、口無谷川、黒谷川、茗荷谷川、板ヶ谷川、スバシラ谷川および清水谷川の各支流	—	犬上郡多賀町川相、藤瀬、富ノ尾、樽崎、一ノ瀬、仏ヶ後、樋田、堂原、大杉、小原、壺、霜ヶ原、佐目、南後谷、大君ヶ畑	平成25年（2013年）9月1日から平成35年（2023年）8月31日まで 大滝漁業協同組合

1.2 河川の現状と課題

1.2.1 治水に関する現状と課題

（河川の現状）

圏域内には琵琶湖を含め一級河川が 81 河川存在します。この内琵琶湖に直接流入する河川は、愛知川、大同川、長命寺川、八幡川、白鳥川、大惣川、日野川の 7 河川であり、その他は全てこれら河川の支川です。東に鈴鹿山系、西に琵琶湖が位置するという地形的な要因があり、圏域内河川のほとんどは延長が 20km 未満となっています。また、勾配が急で、土砂流出が激しく、沿川の土地利用と相まって、天井川が形成されています。

さらに、圏域内の主要な河川である愛知川等については、以下の様な特徴が挙げられます。

愛知川の流域面積は約 232.6km²であり、その幹線流路延長は約 41.1km です。愛知川は、東近江市の御池岳(1,241m)、藤原岳(1,143m)等鈴鹿山脈に源を発し、山間部を南西に流下した後、永源寺ダム下流付近から湖東平野に入り、東近江市山上町地先あたりを扇の頂点とする半径 20km 程度の扇状地を形成し、流れを北西に向きを変え、琵琶湖に注ぎます。下流部は天井川となっており、高水敷から堤防、堤内地にかけては、高密度に落葉広葉樹、竹等が繁茂し、広大な河畔林を形成しています。また、この河畔林は、冷温帯性の動植物が生息する等貴重な生態系維持の場となっており、愛知川の大きな特徴となっています。

長命寺川(蛇砂川)の流域面積は約 85.0km²であり、その幹線流路延長は約 24.8km です。その源流は、鈴鹿山系の西麓、東近江市上二俣町地先に源を発し、東近江市域を北西に流下し近江八幡市東部で西之湖へ入り、西之湖から琵琶湖へ注ぎます。長命寺川は、河口の琵琶湖から西之湖に至る長命寺川本川と西之湖に流入する蛇砂川、山本川、安土川および黒橋川より成っています。流域の関係市町は上流から、東近江市、近江八幡市の 2 市です。また、蛇砂川は、河道延長が長く、天井川で、各所で小蛇行を繰り返しながら流下しています。このため台風や梅雨による豪雨では、度々溢水や決壊、内水による被害が発生しています。

日野川の流域面積は約 207.1km²であり、その幹線流路延長は約 46.7km です。日野川は鈴鹿山系綿向山に源を発し、日野町、東近江市、竜王町、野洲市、近江八幡市の 3 市 2 町を貫流して琵琶湖に注ぎます。周辺地域では、古くは 5 世紀頃に栄えた古墳文化、朝鮮からの渡来人による万葉文化、東西交通の要衝としての商業文化を育んできました。このため卑弥呼が中国から賜ったといわれている鏡が発見された雪野山古墳に代表される周辺古墳群や、石塔寺三重石塔、旧中山道横関の渡しなど、各所に多くの史跡が残っており、流域は文化財の宝庫となっています。また、中・下流部では上流からの流出土砂量が多く、河床上昇に伴う洪水氾濫を防止

・一級河川：東近江土木事務所管内河川調書

※東近江管内：76 河川＋茶釜川、雷古川（甲賀管内）＋光善寺川、稲荷川（南部管内）＋琵琶湖

東近江土木事務所管内河川調書																		※1 甲賀土木事務所管理	※2 湖東土木事務所管理				
河川番号	河川名					河川番号	河川名					河川番号	河川名					河川番号	河川名				
	二次	三次	四次	五次	六次		二次	三次	四次	五次	六次		二次	三次	四次	五次	六次		二次	三次	四次	五次	六次
609	日野川					641	平子川				592	長命寺川				575	愛知川						
612	二重川					640	西明寺川				593	西之湖				575-1	大同川放水路						
613	善光寺川					635	出雲川				599	黒橋川				576	加領川						
614	東川					633	古川				599-1	平和川				577	経田川						
615	足洗川					626	佐久良川				600	三明川				578	豊国川						
616	大洞川					629	野川				601	江岸川				579	棚上川						
617	祖父川					631	前川				595	蛇砂川				580	千手川						
618	新川					632	宮川				597	山本川				581	和南川						
619	惣四郎川					632-2	互瀬川				594	安土川				581-1	平成川						
619-1	寒尻川					632-1	杉川									582	井の谷川						
620	中川					630	池川				586	大同川				583	渋川						
621	長谷川※1					628	法光寺川				587	瓜生川				585	御池川						
623-1	中津井川					627	大同川				583	須田川				585-1	神崎川						
624	法教寺川					608	大惣川				590-2	石馬川				584	八風川						
625	東沢砂川					603	白鳥川				590-1	宮荘川				561	宇曾川※2						
634	須川					604	藤間川				589	三田川				567	安壺川						
634-1	大平川					607	平田川				590	天保川				568	南(ミナミ)川						
636	砂川					606	布引川				587-1	山路川				570	五の谷川						
637	迫谷川					605	御沢川				591	躰光寺川				570-1	淵川						
638	南砂川					604-1	三明川放水路				591-1	五位田川				569	北川						
639	北砂川					602	八幡川				591-2	新川				571	ドン川						

・流域面積、幹線流路延長：圏域河川数整理（一級河川延長・流域面積一覧）

一級河川区間延長調

河川番号	本川	第1次支川名	第2次支川名	第3次支川名	第4次支川名	第5次支川名	第6次支川名	大臣管理区間延長	知事管理区間延長
	淀川	琵琶湖							
575			95 愛知川						41,050
592			97 長命寺川						3,320
595					蛇砂川				21,440
609			101 日野川						46,710







するために、長い年月をかけて堤防の嵩上げ工事が繰り返されてきました。その結果、天井川となり、堤防の高さは最大で10.3mに及んでいます。

日野川では古くから人の手が入り、護岸や落差工、取水堰等が設置され、人為的な影響が多く見られる河川形態を呈しています。しかしながら日野川の自然はそれらの影響を取り込みつつ瀬、淵等の多様で良好な生息環境を生み出しています。

・最大堤防高：東近江土木事務所資料

日野川堤防高一覧

距離標	堤防高 m		距離標	堤防高 m		
	現況	整備計画		現況	整備計画	
-2.00			0.60		5.5	6.5
0.00		4.3	0.76		5.7	6.3
4.00		2.6	0.80		5.7	5.2
8.00		3.1	103.17	0.99	0.92	横関橋
12.00		3.5	1.00		6.8	
15.71		3.9	1.20		6.6	6.2
16.63		3.9	1.40		6.7	6.7
20.00		3.0	1.60		7.4	6.4
22.00		4.1	1.65		7.3	6.7
24.00		4.5	1.75			
26.00		4.8	1.80			6.8
26.47			2.00		4.7	6.7
28.00		5.6	112.26	2.05	1.83	日野川大橋
30.00		6.0	2.20		4.9	6.3
32.00		6.3	2.40		6.4	7.3
34.00		6.9	2.60		3.6	7.1
36.00		7.1	2.80		3.9	7.2
38.00		7.8	3.00		6.3	7.1
40.00		7.3	3.20		6.5	7.7
42.00		8.2	3.40		4.6	7.8
44.00		8.7	3.60		4.9	6.7
46.00		9.8	3.80		1.8	2.1
48.00		9.2	128.62	3.81	3.46	安吉橋
50.00		9.6	4.00		6.9	7.5
52.00		9.4	4.20		7.8	6.9
54.00		10.2	4.40		8.3	6.8
56.00		9.8	4.60		7.9	6.9
56.40		9.8	4.80		7.3	6.3
58.00		9.0	5.00		5.6	5.7
60.00		8.7	5.20		6.8	3.7
62.00		4.8	5.40		6.7	
64.00		5.0	5.60		6.7	5.5
66.00		4.3	5.80		6.7	5.1
68.00		4.6	6.00		6.8	6.3
70.00		2.9	6.20		5.3	5.9
72.00		3.4	154.32	6.38	6.03	雪の山橋
72.56			6.40		6.3	6.9
74.00		2.2	6.41		9.6	10.1
76.00		2.2	6.60		6.6	1.6
78.00		3.5	6.80		6.4	1.7
80.00		4.2	159.53	6.88	6.55	野寺橋
81.26			7.00		6.7	0.3
81.86			7.20		7.2	0.5
82.00		4.2	7.40		4.4	0.2
84.00		4.4	7.60		3.4	
86.00		5.6	7.80		3.6	
86.40		6.4	8.00		3.8	
88.00		6.0	8.20		2.6	2.8
89.16		5.7	8.26		5.1	4.2
90.00		5.5	174.40	8.39	8.04	日野川橋
92.00		5.6	8.40		3.7	1.3
94.00		6.1	8.60		3.3	3.4
94.00	0.00	0.00	8.80		2.5	3.9
	0.20		180.00	8.95	8.60	佐久良川合流
	0.40				2.7	

頁	河川整備計画（本文）	出典・根拠																																																																																																																																																																															
4	<p>（過去の主要な洪水の概要）</p> <p>東近江圏域において、過去に大きな被害を及ぼした主な洪水は、昭和以降、昭和28年の台風13号、昭和34年の伊勢湾台風、昭和40年の台風24号、平成2年の台風19号、近年では平成25年の台風18号等の洪水が挙げられます。</p> <p>愛知川では、昭和34年8月の台風7号により、御幸橋上流100m地点の左岸堤防が決壊、同年9月の伊勢湾台風では破堤こそ免れたものの、溢水による浸水被害が発生しました。近年では、平成2年9月の台風19号による洪水により、八幡橋下流左岸堤防および栗見新田地先の左岸堤防の2箇所が決壊し、死者1名、約45億円（水害統計）の大きな被害がありました。</p> <p>長命寺川では、蛇砂川において昭和28年9月の台風13号で、東近江市市辺町付近で左岸15m、右岸100mに亘り決壊し、水田が濁水につかり鉄道線路までが水没しました。その後も、昭和34年9月、昭和40年9月、昭和61年7月、昭和63年6月などの洪水により、近江八幡市末広町、近江八幡市安土町内野など各地で堤防の決壊や溢水による浸水被害が度々発生しています。近年では、平成6年9月洪水により東近江市市原野町の蛇砂川堤防が決壊し、平成7年5月には琵琶湖の水位上昇の影響を受けて西之湖の水位が上昇し江ノ島で浸水被害が発生しています。</p> <p>日野川では、昭和40年9月の台風24号は、秋雨前線降雨により河川が増水していたところへの暴風雨であったことから、被害は甚大なものとなりました。日野町日野雨量観測所では13日から17日までの累計雨量が340mmに達し、ピーク時には4時間で142mmの降雨が観測されました。また、周辺に住宅密集地が広がる桐原橋では、計画高水位6.0mを上回る6.3mの水位を観測しました。このため日野川では破堤などにより家屋の一部損壊や床上・床下浸水被害が多数発生しました。特に下流の近江八幡市内では浸水家屋数932戸にのぼり、災害救助法が適用されました。近年では、平成2年9月の台風19号で、近江八幡市佐波江町、野村町を中心に護岸欠損、河床洗堀、堤防からの漏水が発生し、沿川住民5,800人余りが避難しました。</p> <p>また、平成25年9月の台風18号では、日野川、愛知川、蛇砂川などで堤防・護岸の損壊や溢水が発生し、近江八幡市、東近江市、竜王町などで沿岸住民2,700人余りが避難しました。</p> <p>（治水事業の沿革）</p> <p>このような洪水の被害を防止するため、圏域内の各河川について災害復旧事業や災害助成（または災害関連）事業により、護岸の復旧や河道の拡幅工事等が随時行われてきました。</p> <p>愛知川の河川改修は、昭和25年から中小河川改修事業の一般工事、琵琶湖総合開発事業および平成2年からの災害助成事業により、河口から栗見橋（2km地点）の区間においては50年に1回程度の降雨による洪水に対応できる河道整備が行われました。その後、上流部へと順次河川改修を進め、河口から八幡橋（約7.0km地点）まで改修を進め、現在に至っています。</p> <p>長命寺川（蛇砂川）は、古くから有効利水が図れるよう数本の農業用水路を繋ぎ合わせて作られてきたために、下流ほど川幅が狭く、さらに河道延長が長い河川です。この河川の治水対策については、河川改修を行う場合、下流ほど用地の提供が多くなり、また河道延長が長いことから上流まで改修が到達するまでに長期間を要します。そのため、流域に関係する市町の合意のもと、上流部における平成川、中流部における八日市新川や山本川の分離・改修、下流部では長命寺川・西之湖・蛇砂川の改修が計画されました。この計画は、昭和49年に中小河川改修事業により着手され、現在に至っています。この中で、和南川・平成川（和南川放水路）については平成14年に、山本川については平成16年に完成しています。</p>	<p>・洪水：防災危機管理局「平成25年台風18号による被害状況と県の対応について」</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">市町村</th> <th rowspan="2">発令内容</th> <th colspan="2">対象</th> <th colspan="2">避難者数</th> <th rowspan="2">現在の発令状況</th> </tr> <tr> <th>世帯数</th> <th>人数</th> <th>世帯数</th> <th>人数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">大津市</td> <td>避難指示</td> <td>1,846</td> <td>4,779</td> <td></td> <td></td> <td>一部継続中</td> </tr> <tr> <td>避難勧告</td> <td>1,773</td> <td>4,492</td> <td></td> <td>420</td> <td>解除</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">彦根市</td> <td>避難指示</td> <td>21,775</td> <td>55,109</td> <td></td> <td></td> <td>解除</td> </tr> <tr> <td>避難勧告</td> <td>7,823</td> <td>18,820</td> <td></td> <td>1,412</td> <td>解除</td> </tr> <tr> <td>長浜市</td> <td>避難勧告</td> <td>62</td> <td>207</td> <td>21</td> <td>39</td> <td>解除</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">近江八幡市</td> <td>避難指示</td> <td>293</td> <td>884</td> <td></td> <td></td> <td>解除</td> </tr> <tr> <td>避難勧告</td> <td>1,598</td> <td>4,066</td> <td></td> <td>1,273</td> <td>解除</td> </tr> <tr> <td>草津市</td> <td>避難勧告</td> <td>17</td> <td>41</td> <td>3</td> <td>4</td> <td>解除</td> </tr> <tr> <td>守山市</td> <td>発令なし</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>発令なし</td> </tr> <tr> <td>栗東市</td> <td>避難勧告</td> <td>974</td> <td>2,771</td> <td></td> <td>395</td> <td>解除</td> </tr> <tr> <td>甲賀市</td> <td>避難勧告</td> <td>706</td> <td>2,189</td> <td>51</td> <td>128</td> <td>解除</td> </tr> <tr> <td>野洲市</td> <td>避難勧告</td> <td>856</td> <td>2,585</td> <td>257</td> <td>652</td> <td>解除</td> </tr> <tr> <td>湖南市</td> <td>避難勧告</td> <td>1,012</td> <td>2,500</td> <td></td> <td>279</td> <td>解除</td> </tr> <tr> <td>高島市</td> <td>避難勧告</td> <td>4,204</td> <td>11,270</td> <td></td> <td>2,777</td> <td>解除</td> </tr> <tr> <td>東近江市</td> <td>避難勧告</td> <td>348</td> <td>746</td> <td></td> <td>196</td> <td>解除</td> </tr> <tr> <td>米原市</td> <td>避難勧告</td> <td>13,883</td> <td>40,586</td> <td>17</td> <td>43</td> <td>解除</td> </tr> <tr> <td>日野町</td> <td>避難勧告</td> <td>11</td> <td>39</td> <td>3</td> <td>8</td> <td>解除</td> </tr> <tr> <td>竜王町</td> <td>避難勧告</td> <td>1,352</td> <td>4,699</td> <td>473</td> <td>1,228</td> <td>解除</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">愛荘町</td> <td>避難指示</td> <td>538</td> <td>1,369</td> <td></td> <td></td> <td>解除</td> </tr> <tr> <td>避難勧告</td> <td>842</td> <td>2,186</td> <td>75</td> <td>256</td> <td>解除</td> </tr> <tr> <td>豊郷町</td> <td>発令なし</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>発令なし</td> </tr> <tr> <td>甲良町</td> <td>発令なし</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>発令なし</td> </tr> <tr> <td>多賀町</td> <td>発令なし</td> <td></td> <td></td> <td>28</td> <td>81</td> <td>発令なし</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td></td> <td>59,913</td> <td>159,338</td> <td></td> <td>9,191</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>※1 避難勧告対象世帯数・人数には、避難指示に切り替わったものを含まない。 ※2 避難者数における世帯数の着色空欄部分は、各市町において調査中または算出困難</p>	市町村	発令内容	対象		避難者数		現在の発令状況	世帯数	人数	世帯数	人数	大津市	避難指示	1,846	4,779			一部継続中	避難勧告	1,773	4,492		420	解除	彦根市	避難指示	21,775	55,109			解除	避難勧告	7,823	18,820		1,412	解除	長浜市	避難勧告	62	207	21	39	解除	近江八幡市	避難指示	293	884			解除	避難勧告	1,598	4,066		1,273	解除	草津市	避難勧告	17	41	3	4	解除	守山市	発令なし					発令なし	栗東市	避難勧告	974	2,771		395	解除	甲賀市	避難勧告	706	2,189	51	128	解除	野洲市	避難勧告	856	2,585	257	652	解除	湖南市	避難勧告	1,012	2,500		279	解除	高島市	避難勧告	4,204	11,270		2,777	解除	東近江市	避難勧告	348	746		196	解除	米原市	避難勧告	13,883	40,586	17	43	解除	日野町	避難勧告	11	39	3	8	解除	竜王町	避難勧告	1,352	4,699	473	1,228	解除	愛荘町	避難指示	538	1,369			解除	避難勧告	842	2,186	75	256	解除	豊郷町	発令なし					発令なし	甲良町	発令なし					発令なし	多賀町	発令なし			28	81	発令なし	合計		59,913	159,338		9,191	
市町村	発令内容	対象			避難者数		現在の発令状況																																																																																																																																																																										
		世帯数	人数	世帯数	人数																																																																																																																																																																												
大津市	避難指示	1,846	4,779			一部継続中																																																																																																																																																																											
	避難勧告	1,773	4,492		420	解除																																																																																																																																																																											
彦根市	避難指示	21,775	55,109			解除																																																																																																																																																																											
	避難勧告	7,823	18,820		1,412	解除																																																																																																																																																																											
長浜市	避難勧告	62	207	21	39	解除																																																																																																																																																																											
近江八幡市	避難指示	293	884			解除																																																																																																																																																																											
	避難勧告	1,598	4,066		1,273	解除																																																																																																																																																																											
草津市	避難勧告	17	41	3	4	解除																																																																																																																																																																											
守山市	発令なし					発令なし																																																																																																																																																																											
栗東市	避難勧告	974	2,771		395	解除																																																																																																																																																																											
甲賀市	避難勧告	706	2,189	51	128	解除																																																																																																																																																																											
野洲市	避難勧告	856	2,585	257	652	解除																																																																																																																																																																											
湖南市	避難勧告	1,012	2,500		279	解除																																																																																																																																																																											
高島市	避難勧告	4,204	11,270		2,777	解除																																																																																																																																																																											
東近江市	避難勧告	348	746		196	解除																																																																																																																																																																											
米原市	避難勧告	13,883	40,586	17	43	解除																																																																																																																																																																											
日野町	避難勧告	11	39	3	8	解除																																																																																																																																																																											
竜王町	避難勧告	1,352	4,699	473	1,228	解除																																																																																																																																																																											
愛荘町	避難指示	538	1,369			解除																																																																																																																																																																											
	避難勧告	842	2,186	75	256	解除																																																																																																																																																																											
豊郷町	発令なし					発令なし																																																																																																																																																																											
甲良町	発令なし					発令なし																																																																																																																																																																											
多賀町	発令なし			28	81	発令なし																																																																																																																																																																											
合計		59,913	159,338		9,191																																																																																																																																																																												
5		<p>平成25年9月台風18号水害写真</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>水害写真</th> <th>通常</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>東近江市芝原町</td> <td>撮影：平成26年8月 提供：県民</td> </tr> </tbody> </table> <p>出典：滋賀県水害情報発信</p>	水害写真	通常			東近江市芝原町	撮影：平成26年8月 提供：県民																																																																																																																																																																									
水害写真	通常																																																																																																																																																																																
																																																																																																																																																																																	
東近江市芝原町	撮影：平成26年8月 提供：県民																																																																																																																																																																																

日野川の河川改修は、昭和34年の伊勢湾台風の被災による災害復旧助成事業と日野川ダム事業が進められてきました。この河道改修計画は、河口から近江八幡市浄土寺町（約16km）について破堤部の復旧、堤防の嵩上や腹付け、低水路屈曲部の法線是正等が行われました。また、日野川ダムは、昭和28年度から洪水調節を目的として計画され、昭和40年度に完成しました。さらに、平成2年の災害を契機とした災害復旧助成事業により、河口から近江八幡市野村町（約2.82km）の区間において、河積の拡大と護岸整備が行われました。しかし、それより上流については昭和34年災害以降、出水時の応急処置的な護岸整備しか行われておらず、護岸の老朽化とも相まって、近年の出水時には漏水を繰り返していることから、洪水位の低下および堤体の強化等の抜本的な対策が早急に望まれるところです。

（治水上の課題）

災害復旧や計画的な改修により、圏域内の河川の改修を進めていきます。その中でも、平成2年9月の台風19号の洪水により愛知川および日野川で多数の家屋浸水など大きな被害が発生していること、その後の平成6年9月の台風26号においても長命寺川（蛇砂川）でも大きな被害が発生していること、想定氾濫区域や流域において急激な市街化の進展や資産の集中が見られることから、引続き洪水被害の防止対策が必要です。また、長命寺川（蛇砂川）の西之湖周辺は、低平地が多く平成7年5月には降雨による琵琶湖水位の上昇により浸水被害が発生していることから、琵琶湖の背水に対する治水対策も必要です。

また、圏域内の多くの河川は洪水到達時間が短く、洪水の予測が困難であるうえ、近年、全国各地で気候変動による集中豪雨が頻発していることから、圏域内の河川の施設能力を上回る洪水（以下、超過洪水という。）が発生する確率が增大しています。

こうしたことから、県民の命を守り壊滅的な被害をできるだけ少なくするため、これまでの川の中の対策に加え、自助・共助・公助を組み合わせた川の外の対策を推進し、効果的に治水安全度を高める取り組みを進めていく必要があります。

1.2.2 利水に関する現状と課題

東近江圏域における河川水の利用の主なものはかんがい用水で、その他に水道用水や工業用水等にも利用されています。

愛知川においては、中流部における平常時の流水の伏流やかんがい用水等の取水により、河川に十分な流水が得られず、生活用水や瀬切れによる動植物への影響が懸念されています。また、取水されたかんがい用水は、中流から下流について天井川という地形上、愛知川には還元されません。昭和20年代後半からかんがい用水の安定供給を確保するため、愛知川地区農業水利事業が取り組まれ、永源寺ダムや愛知川頭首工等により、現在は約6,877haの農地がかんがいされています。愛知川からの取水量は農地面積や営農形態の変化に伴い見直しをされていますが、毎年の降雨状況の影響により水不足が生じ、農業利水者は節水管理を強いられている状況が報告されています。

蛇砂川の周辺農地は、現在では永源寺ダムや琵琶湖からかんがい用水を受けており、蛇砂川から農業用水は取水されていません。

日野川においては、昭和49年度から平成6年度に国営事業により造成された蔵王ダムや琵琶湖揚水施設等により日野川流域の農地がかんがいされています。

・治水上の課題

→平成25年9月台風18号(東近江市甲津畑町御在所観測点で総雨量610mm)

日野川溢水(蒲生郡竜王町弓削)、蛇砂川溢水(東近江市今堀町、芝原町)

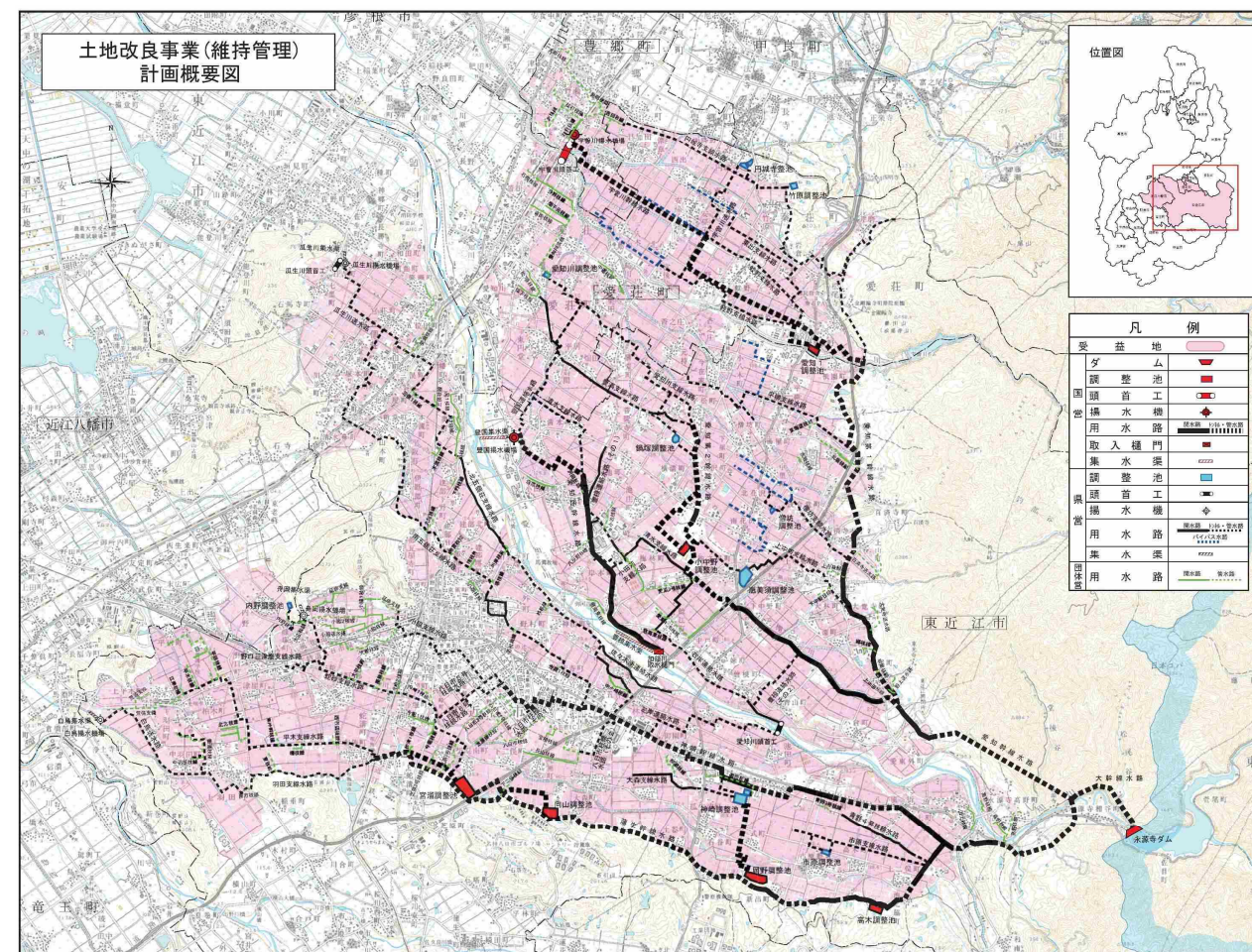
→平成29年8月台風5号(東近江市甲津畑町御在所観測点で総雨量513mm)

愛知川護岸被災(東近江市五個荘小幡町、愛東外町)

→平成29年10月台風21号(東近江市紅葉尾町神崎観測点で総雨量409mm)

新川護岸被災(蒲生郡竜王町須恵、弓削)、日野川護岸被災(蒲生郡日野町増田)、佐久良川護岸被災(東近江市市子川原町)

・愛知川かんがいエリア：土地改良事業（維持管理）計画概要図



これらのかんがい用水は、水田までの配水の過程や集落内に導水されることにより、単に農作物のかんがい用にとどまらず、収穫物・機械洗浄等の営農用水、防火用水、消流雪用水、貴重な水生生物の生息地や潤いのある水辺空間等を形成する環境用水等の、いわゆる地域用水として地域の生活に密接に関わる水としても利用されており、健全な水循環の一翼を担っています。

水道用水のうち、上水道ではほとんどが琵琶湖からの取水又は地下水が利用されていますが、一部の上水道では普通河川から取水されている箇所もあります。工業用水も琵琶湖からの取水と地下水を利用しており、洗浄水等に利用されています。

なお、天井川の切り下げや新川の掘削等による周辺域の地下水位に対する影響については、十分な調査を行う必要があります。

1.2.3 河川環境に関する現状と課題

(1) 動植物の生息、生育

(植生)

圏域の植生は、山地部の標高の高い県境部付近ではブナクラス域の代償植生（本来の植生ではない植生）である、シロモジ群集とスギ・ヒノキ人工林が広がり、標高が低くなるとヤブツバキクラス域代償植生のアカマツモチツツジ群集が主となります。沖積平野部は、市街地や水田などに利用されており、古くから人々が生活を営むために地形を改変してきたことから自然の植生は残されていません。

愛知川下流部の両岸に密生する落葉広葉樹と竹林からなる広大な河畔林は、温暖帯の低地域に属していますが、冷温帯性の植物も多く生育しており、植物学的に大きな特徴となっています。河口部では湿地に生育するタコノアシ（環境省レッドリスト：準絶滅危惧）が確認されています。

長命寺川（蛇砂川）では、西之湖のヨシ群落が「滋賀県琵琶湖のヨシ群落の保全に関する条例」によるヨシ群落保全区域として指定を受け、保全が図られています。

日野川では、セイタカアワダチソウ群落、クズ群落、ススキ群落等の大半が帰化植物（外来種）を主体とした代償植生となっており、自然植生の割合は少なくなっています。滋賀県は近畿、中部地方の中では帰化率が比較的小さい県ですが、日野川ではこの数値が大きくなっています。

・水道用水：滋賀県「滋賀県水道ビジョン（平成31年3月）」

■図表3-6 水源内訳（取水量）の推移

		(千m)									
水道	水源	H8		H13		H18		H23		H28	
上水道 (用水供給含)	湖水	-	127,668	-	132,694	-	131,722	-	132,170	-	129,170
	表流水	-	8,784	-	9,639	-	9,507	-	9,684	-	9,997
	浅井戸	-	17,840	-	16,008	-	14,466	-	13,767	-	14,436
	深井戸	-	31,441	-	29,195	-	26,055	-	25,706	-	21,188
	伏流水	-	2,540	-	1,732	-	2,188	-	2,620	-	1,335
	湧水	-	0	-	0	-	0	-	0	-	0
	計	-	188,273	-	189,268	-	183,938	-	183,947	-	176,126
簡易水道	湖水	-	717	-	766	-	737	-	693	-	738
	表流水	-	1,669	-	1,844	-	1,798	-	1,477	-	807
	浅井戸	-	4,380	-	4,753	-	4,562	-	4,207	-	3,006
	深井戸	-	3,945	-	3,996	-	3,980	-	3,338	-	1,427
	伏流水	-	853	-	777	-	796	-	0	-	0
	湧水	-	166	-	47	-	25	-	12	-	10
	計	-	11,730	-	12,183	-	11,898	-	9,727	-	5,988
専用水道	湖水	-	1,795	-	1,120	-	1,692	-	1,449	-	4,774
	表流水	-	42	-	42	-	299	-	354	-	277
	浅井戸	-	96	-	192	-	308	-	358	-	602
	深井戸	-	3,183	-	3,032	-	3,020	-	2,739	-	4,189
	伏流水	-	0	-	0	-	100	-	181	-	202
	湧水	-	0	-	0	-	10	-	55	-	0
	計	-	5,116	-	4,386	-	5,429	-	5,136	-	10,044
合計	湖水	68.0%	130,180	69.9%	134,580	70.7%	134,151	71.9%	134,312	72.6%	134,682
	表流水	5.5%	10,495	6.0%	11,525	6.1%	11,604	6.2%	11,515	6.0%	11,081
	浅井戸	11.7%	22,316	10.9%	20,953	10.2%	19,336	9.8%	18,332	9.7%	18,044
	深井戸	13.0%	24,968	12.0%	23,036	11.3%	21,466	10.6%	19,844	10.8%	20,052
	伏流水	1.8%	3,393	1.3%	2,509	1.6%	3,084	1.5%	2,801	0.8%	1,537
	湧水	0.1%	166	0.0%	47	0.0%	35	0.0%	67	0.0%	10
	計	100.0%	191,518	100.0%	192,650	100.0%	189,676	100.0%	186,871	100.0%	185,406

「平成28年度水道統計」(公益社団法人日本水道協会)から作成

・植生

●準絶滅危惧 (NT)

タコノアシ

297種

Penthorum chinense



頁	河川整備計画（本文）	出典・根拠
6	<p>（魚類）</p> <p>圏域内の河川には、ウグイ、オイカワ、コイ、フナ類、カワムツ、アユ、アマゴ（環境省レッドリスト：準絶滅危惧／滋賀県レッドデータブック：要注目種）、カジカ大卵型（環境省レッドリスト：準絶滅危惧／滋賀県レッドデータブック：希少種）、ホンモロコ等の標準的な琵琶湖流入河川の魚類相を示す回遊性、非回遊性および放流魚が多数生息しています。河川と琵琶湖を行き来する代表的な魚種としてアユ、ビワマス（環境省レッドリスト：準絶滅危惧／滋賀県レッドデータブック：要注目種）、オウミヨシノボリ等が確認されています。特に砂礫の河床となっている河川はアユ等の貴重な産卵場となっています。アユは秋には砂礫底で産卵し、稚魚は琵琶湖に下って冬を過ごし、早春に群がって川を遡上して河川の中流部で生活します。下流寄りの瀬にはオイカワ、瀬から淵にいたる流れや、やや緩やかなところにはカワムツが生息しています。このような状況の中、愛知川・日野川の上流から中流にかけてアユなどを対象に河川漁業が営まれています。河口部における河道掘削や流量の減少、中流域における河床のアーマコート化などによる生息環境の悪化が指摘されています。</p>	<p>・魚類</p> <p>●準絶滅危惧（NT）</p> <p>35種</p> <p>ビワマス <i>Oncorhynchus</i> sp.</p>
7	<p>西之湖をはじめとする内湖は、フナ類やモロコ類などの温水性魚類にとって、産卵場や稚仔魚の生育場として極めて大きな役割を果たしています。</p> <p>保護対策が必要な貴重な魚種として、琵琶湖固有種であるビワマス（環境省レッドリスト：準絶滅危惧／滋賀県レッドデータブック：要注目種）が愛知川、日野川で確認されています。</p>	<div style="border: 1px solid black; padding: 10px;"> <p style="text-align: center;">2. 内湖</p> <p style="text-align: right;">太田滋規</p> <p>かつて琵琶湖の一部であった水面が土砂が堆積するなど何らかの理由により琵琶湖から分離してできた琵琶湖周辺の湖のことを内湖と呼んでいる。内湖の漁業としての利用形態は淡水真珠養殖の他、フナ類を主な対象としたたつべ、刺網漁などが行われているが現在あまり盛んではない。むしろ、フナ類・モロコ類などの産卵場、稚魚の成育場所として重要であると考えられる。しかし、オオクチバス、ブルーギルの繁殖や湖岸形状の人為的改変による抽水植物群落の減少等によってその価値の減少が危ぶまれる。本調査は主要な内湖の魚類等の生息状況を把握することと、「平成6～7年度 琵琶湖および河川の魚類等の生息状況調査」（以下前回調査）と比較することを目的として行った。</p> </div>

出典：平成14～15年度 琵琶湖および河川の魚類等の生息状況調査報告書

頁	河川整備計画（本文）	出典・根拠																																																												
7	<p>（動物等）</p> <p>圏域内においては、オシドリ（環境省レッドリスト：情報不足／滋賀県レッドデータブック：希少種）等の鳥類、ニホンイシガメ（環境省レッドリスト：準絶滅危惧／滋賀県レッドデータブック：希少種）、ニホンカナヘビ、シマヘビ等のは虫類、ニホンアマガエル、トノサマガエル（環境省レッドリスト：準絶滅危惧／滋賀県レッドデータブック：要注目種）等の両生類やその他多くの昆虫類の生息が確認されています。</p> <p>愛知川下流部の河畔林では多くの昆虫とカイツブリ（滋賀県レッドデータブック：希少種）、カワセミ（滋賀県レッドデータブック：希少種）等の鳥類を始め、ニホンイタチ、アカギツネ等中型哺乳類の生息も確認されています。</p> <p>西之湖では、ヨシゴイ（環境省レッドリスト：準絶滅危惧／滋賀県レッドデータブック：絶滅危惧種）、ヒクイナ（環境省レッドリスト：準絶滅危惧／滋賀県レッドデータブック：絶滅危機増大種）、国内希少野生動物種のチュウヒ（環境省レッドリスト：絶滅危惧 I B類／滋賀県レッドデータブック：絶滅危機増大種）など希少性の高い種をはじめ豊かな鳥類群集が見られる。また、西之湖は鳥獣保護法に基づく「鳥獣保護区」（存続期間：R8. 10. 31）として指定されています。</p> <p>日野川では、水際でタヌキ、イタチ等の痕跡が多く見られ、サギ類、カワウ等の鳥類が落差工等の横断構造物上や低水護岸部で多く見られるなど、比較的多くの生物に利用されています。また、鳥類ではカンムリカイツブリ（滋賀県レッドデータブック：希少種）など特定種も多数確認されています。</p> <p>このことから、愛知川をはじめ圏域内の河川では多種多様な生物や保全すべき貴重種が確認されており、生物の生息・生育環境が保全されるように努める必要があります。</p>	<p>・動物：滋賀県「滋賀県で大切にすべき野生生物－滋賀県版レッドリスト－,2011」</p>																																																												
		<p>鳥類</p>																																																												
		<p>2008年12月11日</p>																																																												
		<table border="1"> <thead> <tr> <th>(3)希少種：117種</th> <th>アオアシシギ</th> <th>アオゲラ</th> <th>アオシギ</th> <th>アオバスク</th> <th>アオバト</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td> <td>アカゲラ</td> <td>アカショウビン</td> <td>アマツバメ</td> <td>アメリカヒドリ</td> <td>アリスイ</td> </tr> <tr> <td></td> <td>イカルチドリ</td> <td>イスカ</td> <td>イソシギ</td> <td>イワヒバリ</td> <td>ウズラシギ</td> </tr> <tr> <td></td> <td>ウソ</td> <td>ウミアイサ</td> <td>エゾムシクイ</td> <td>エリマキシギ</td> <td>オオアカゲラ</td> </tr> <tr> <td></td> <td>オオジシギ</td> <td>オオジュリン</td> <td>オオソリハシシギ</td> <td>オオハクチョウ</td> <td>オオマシコ</td> </tr> <tr> <td></td> <td>オオヨシキリ</td> <td>オオルリ</td> <td>オグロシギ</td> <td>オシドリ</td> <td>オシロトウネン</td> </tr> <tr> <td></td> <td>オジロワシ</td> <td>オバシギ</td> <td>カッコウ</td> <td>カヤクグリ</td> <td>カワアイサ</td> </tr> <tr> <td></td> <td>カワガラス</td> <td>カワセミ</td> <td>カンムリカイツブリ</td> <td>キアシシギ</td> <td>クイタダキ</td> </tr> </tbody> </table> <table border="1"> <thead> <tr> <th>(8)保全すべき群集・群落、個体群：9種</th> <th>生杉ブナ原生林の鳥類群集</th> <th>菅山寺の鳥類群集</th> <th>朽木いきものふれあいの里カツラの谷の鳥類群集</th> <th>湖北町水鳥公園の鳥類群集</th> <th>西池の鳥類群集</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td> <td>西ノ湖を中心とした内湖のヨシ群落の鳥類群集</td> <td>松ノ木内湖の鳥類群集</td> <td>綿向山のブナ林の鳥類群集</td> <td>三島池の鳥類群集</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	(3)希少種：117種	アオアシシギ	アオゲラ	アオシギ	アオバスク	アオバト		アカゲラ	アカショウビン	アマツバメ	アメリカヒドリ	アリスイ		イカルチドリ	イスカ	イソシギ	イワヒバリ	ウズラシギ		ウソ	ウミアイサ	エゾムシクイ	エリマキシギ	オオアカゲラ		オオジシギ	オオジュリン	オオソリハシシギ	オオハクチョウ	オオマシコ		オオヨシキリ	オオルリ	オグロシギ	オシドリ	オシロトウネン		オジロワシ	オバシギ	カッコウ	カヤクグリ	カワアイサ		カワガラス	カワセミ	カンムリカイツブリ	キアシシギ	クイタダキ	(8)保全すべき群集・群落、個体群：9種	生杉ブナ原生林の鳥類群集	菅山寺の鳥類群集	朽木いきものふれあいの里カツラの谷の鳥類群集	湖北町水鳥公園の鳥類群集	西池の鳥類群集		西ノ湖を中心とした内湖のヨシ群落の鳥類群集	松ノ木内湖の鳥類群集	綿向山のブナ林の鳥類群集	三島池の鳥類群集	
(3)希少種：117種	アオアシシギ	アオゲラ	アオシギ	アオバスク	アオバト																																																									
	アカゲラ	アカショウビン	アマツバメ	アメリカヒドリ	アリスイ																																																									
	イカルチドリ	イスカ	イソシギ	イワヒバリ	ウズラシギ																																																									
	ウソ	ウミアイサ	エゾムシクイ	エリマキシギ	オオアカゲラ																																																									
	オオジシギ	オオジュリン	オオソリハシシギ	オオハクチョウ	オオマシコ																																																									
	オオヨシキリ	オオルリ	オグロシギ	オシドリ	オシロトウネン																																																									
	オジロワシ	オバシギ	カッコウ	カヤクグリ	カワアイサ																																																									
	カワガラス	カワセミ	カンムリカイツブリ	キアシシギ	クイタダキ																																																									
(8)保全すべき群集・群落、個体群：9種	生杉ブナ原生林の鳥類群集	菅山寺の鳥類群集	朽木いきものふれあいの里カツラの谷の鳥類群集	湖北町水鳥公園の鳥類群集	西池の鳥類群集																																																									
	西ノ湖を中心とした内湖のヨシ群落の鳥類群集	松ノ木内湖の鳥類群集	綿向山のブナ林の鳥類群集	三島池の鳥類群集																																																										
		<p>1. 鳥獣保護区</p>																																																												
		<table border="1"> <thead> <tr> <th>国設建設別</th> <th>名称および所在市町</th> <th>区 域</th> <th>面積 (ha)</th> <th>存続期間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>ヲ 県 設</td> <td>西の湖 (近江八幡市)</td> <td>近江八幡市安土町大中地先の県道栗見新田安土線と県道伊庭円山線との交点を起点とし、同所から県道栗見新田安土線を南進し市道弁天堤防1号線との交点に至り、同所から同市道を南進し県道栗見新田安土線との交点に至り、同所から同県道を南進し県道近江八幡安土能登川自転車道線(よしぶえ道路)との交点に至り、同所から同県道を西進し旧安土町と旧近江八幡市の境界線との交点に至り、同所から同境界線を南進し市道多賀・円山線との交点に至り、同所から同市道を南西に進み県道大津守山近江八幡線と市道下中筋線との交点に至り、同所から同市道を南西に進み市道北之庄音羽線との交点に至り、同所から同市道を北進し県道大津守山近江八幡線との交点に至り、同所から同県道を北進し県道伊庭円山線との交点に至り、同所から同県道を東進し起点に至る線により囲まれた区域</td> <td>590</td> <td>H28. 1. 1 H38. 10. 31 (R 8. 10. 31)</td> </tr> </tbody> </table>	国設建設別	名称および所在市町	区 域	面積 (ha)	存続期間	ヲ 県 設	西の湖 (近江八幡市)	近江八幡市安土町大中地先の県道栗見新田安土線と県道伊庭円山線との交点を起点とし、同所から県道栗見新田安土線を南進し市道弁天堤防1号線との交点に至り、同所から同市道を南進し県道栗見新田安土線との交点に至り、同所から同県道を南進し県道近江八幡安土能登川自転車道線(よしぶえ道路)との交点に至り、同所から同県道を西進し旧安土町と旧近江八幡市の境界線との交点に至り、同所から同境界線を南進し市道多賀・円山線との交点に至り、同所から同市道を南西に進み県道大津守山近江八幡線と市道下中筋線との交点に至り、同所から同市道を南西に進み市道北之庄音羽線との交点に至り、同所から同市道を北進し県道大津守山近江八幡線との交点に至り、同所から同県道を北進し県道伊庭円山線との交点に至り、同所から同県道を東進し起点に至る線により囲まれた区域	590	H28. 1. 1 H38. 10. 31 (R 8. 10. 31)																																																		
国設建設別	名称および所在市町	区 域	面積 (ha)	存続期間																																																										
ヲ 県 設	西の湖 (近江八幡市)	近江八幡市安土町大中地先の県道栗見新田安土線と県道伊庭円山線との交点を起点とし、同所から県道栗見新田安土線を南進し市道弁天堤防1号線との交点に至り、同所から同市道を南進し県道栗見新田安土線との交点に至り、同所から同県道を南進し県道近江八幡安土能登川自転車道線(よしぶえ道路)との交点に至り、同所から同県道を西進し旧安土町と旧近江八幡市の境界線との交点に至り、同所から同境界線を南進し市道多賀・円山線との交点に至り、同所から同市道を南西に進み県道大津守山近江八幡線と市道下中筋線との交点に至り、同所から同市道を南西に進み市道北之庄音羽線との交点に至り、同所から同市道を北進し県道大津守山近江八幡線との交点に至り、同所から同県道を北進し県道伊庭円山線との交点に至り、同所から同県道を東進し起点に至る線により囲まれた区域	590	H28. 1. 1 H38. 10. 31 (R 8. 10. 31)																																																										
		<p>出典：狩猟者必携 令和3年度版，滋賀県</p>																																																												

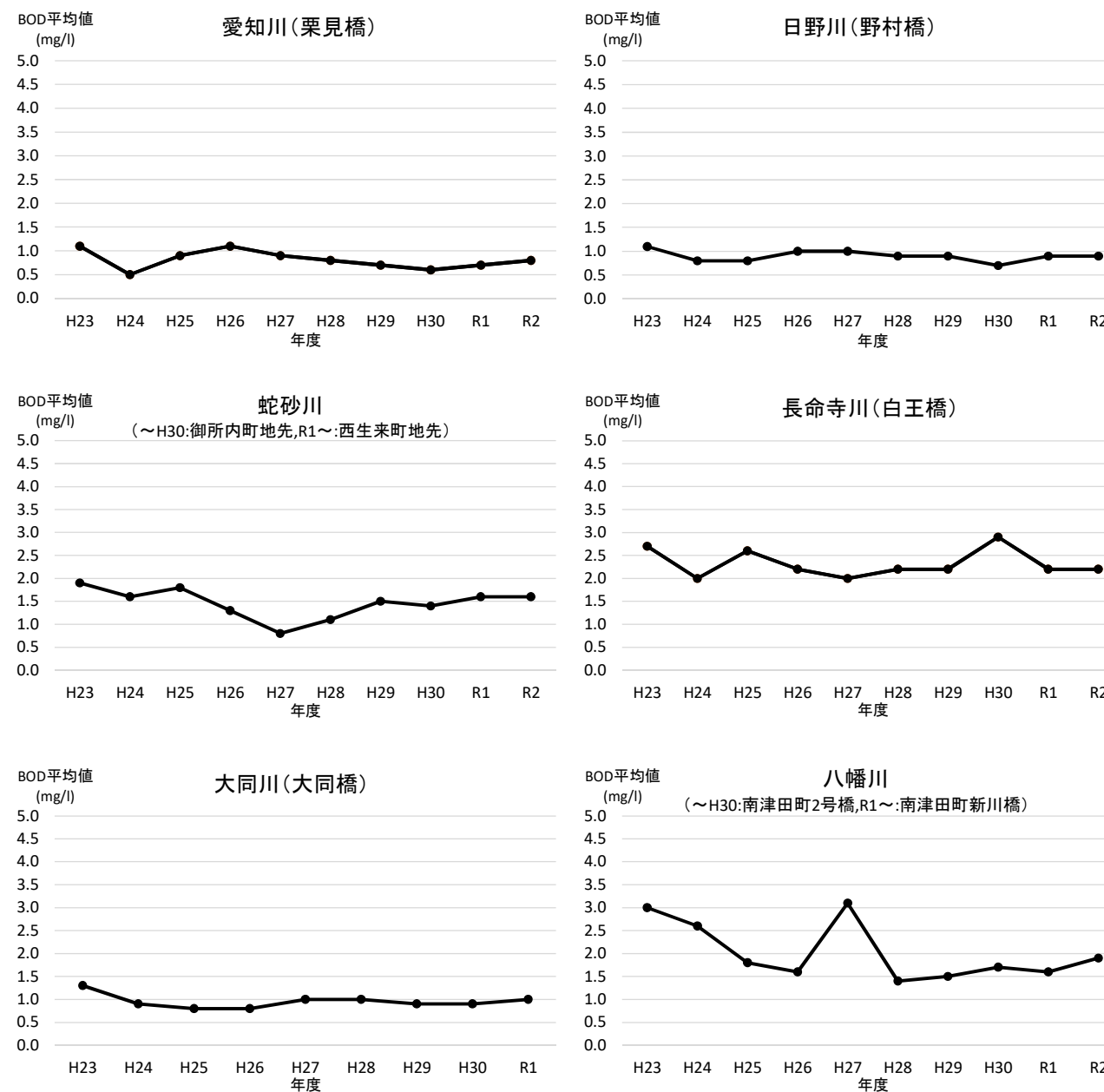
(2) 水質

生活環境の保全に関する環境基準の類型指定は、河川では愛知川が AA 類型（BOD 1mg/L 以下）、日野川が A 類型（BOD 2mg/L 以下）に指定されています。また、長命寺川(蛇砂川)については類型指定がなされておらず、環境基準が未設定の河川となっています。愛知川、日野川の水質は経年的に横ばい傾向にあり、現在は環境基準値をおおむね満足しています。蛇砂川が流入し、長命寺川へ流出する西之湖の水質（BOD）は平成 22 年度から令和 2 年度にかけて 1.7mg/L から 7.7mg/L の間で推移しており、種々の水質改善対策が講じられていますが、今のところ改善傾向は見られていません。また、琵琶湖から取水している浄水場では、平成 28 年度以降春から秋にかけて西之湖で大量発生する植物性プランクトンが産生する高濃度のかび臭原因物質により水道水にかび臭が着臭する問題が発生しています。

その他、大同川の水質（BOD）は平成 21 年度から平成 30 年度にかけて 0.8mg/L から 1.3mg/L の間で推移しており、近年は横ばい傾向にありますが、八幡川では環境整備事業等により昭和 63 年度には 23.9 mg/L であったものが令和 2 年度には 1.9mg/L まで低下し、改善傾向にあります。

出典・根拠

・水質：滋賀県「滋賀の環境 2021（令和 3 年版環境白書）」、近江八幡市「近江八幡市統計書,H26～R3」



イ 西の湖中央部水質調査結果

項目	単位	西の湖中央最深部(No.3)											調査委員会 目標値
		H22年度	H23年度	H24年度	H25年度	H26年度	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	H31年度	R2年度	
pH	-	7.9	7.5	7.9	7.8	7.7	7.7	8.4	8.6	8.2	8.7	8.7	6.5~8.5
DO	mg/l	9.4	9.2	10.0	9.9	10.2	9.7	11.2	13.3	10.8	13.7	13.1	>7.5
BOD	mg/l	2.4	2.0	2.0	1.9	1.7	2.4	3.7	4.9	4.4	6.5	7.7	2~3
COD	mg/l	5.4	5.4	5.3	6.2	5.7	6.9	6.3	7.2	7.9	9.8	11.7	3~4
T-N	mg/l	1.9	1.8	1.7	1.5	1.6	1.9	1.4	1.6	1.5	1.9	2.3	1
T-P	mg/l	0.094	0.085	0.095	0.119	0.10	0.15	0.11	0.12	0.15	0.17	0.19	0.05~0.06
SS	mg/l	16	16	17	27	24	36	21	17	32	38	43	<10
透明度	m	0.6	0.7	0.7	0.4	0.5	0.4	0.6	0.6	0.5	0.3	0.3	>1

※ 年4回調査結果の平均値を記載

出典：滋賀の環境 2021（令和 3 年版環境白書） 資料編

(3) 水辺、河川空間利用

当圏域における河川空間利用の代表的なものとしては、愛知川下流部の多目的なグラウンドの利用が挙げられます。また、流水の多い年は中流部において、水遊びやアユ釣り等、遊漁に興じる光景が見られます。永源寺ダムより上流においては、広大な森林に覆われた河川の中で自然に親しむため、キャンプ、釣り、水遊び等に多くの入川者があります。

長命寺川(蛇砂川)では、かつて湖上交通の拠点であった西之湖で、屋形船での水郷めぐりが通年航行されており、春の風物詩であるヨシ焼きと共に、入り込み客数が年間10万人にのぼる大きな観光資源となっています。また、この西之湖は“春色安土八幡の水郷”として琵琶湖八景の一つに選ばれています。

日野川では、近江八幡市野村町、竜王町川守、東近江市上南町などで、親水施設、多目的広場、グラウンド等の施設がスポーツ、釣り、レクリエーションに利用されています。また、日野町村井に位置する日野川ダムでは、ダム周辺で自然環境との調和を図りながら休憩広場、水辺広場、運動公園の整備を行い、多くの人々に親しまれています。毎年夏には「森と湖に親しむ旬間」として子どもを対象とした体験学習を行っております。

その他の河川として、八幡川の八幡堀や北之庄沢の整備、白鳥川のサイクリングロードや散策での利用がなされています。

・水辺、河川空間利用



森と湖に親しむ旬間での魚つかみ：滋賀県 日野川ダム



永源寺キャンプ場：東近江市観光 web

琵琶湖八景

びわ湖全体に広がる、その雄大さと変化に富んだ風景を広く紹介するため「琵琶湖八景」が選ばれました。



<8>「春色」安土八幡の水郷
西の湖を中心に水路が網の目のように広がり、ヨシ群落の中を水郷めぐりができます。



出典：滋賀県 HP

滋賀県

ダム名	所在地	行事名	内容	実施予定日	主催者	林野庁との共催等	問い合わせ先
日野川ダム	滋賀県蒲生郡日野町	第17回子供の体験学習	・魚つかみ、魚の調理体験、魚の串焼き、ダム湖に生息する魚の学習、ダムの働きパネル展(飲食は行わずイワナ持ち帰り)	7月24日	西大路公民館		西大路公民館 TEL: 0748-52-1050

出典：森と湖に親しむ旬間 全国ダム等行事予定一覧,国土交通省,令和4年7月



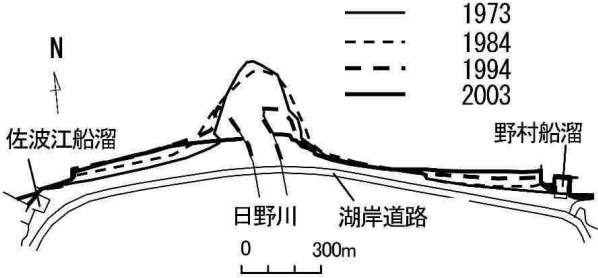
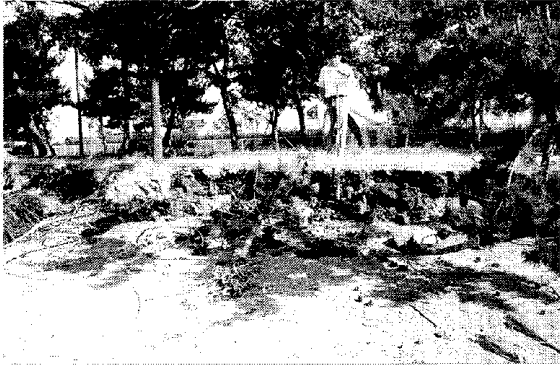
北の庄沢：国土交通省



白鳥川のサイクリングロード：近江八幡自転車 PROJECT

頁	河川整備計画（本文）	出典・根拠																																															
8	<p>1.2.4 琵琶湖・湖辺に関する現状と課題 （琵琶湖に関するこれまでの取り組み）</p> <p>琵琶湖は、面積が 670.25km²あり県の約 1/6 を占めており、その起源は約 400 万年前と、世界的にも非常に長い歴史を持った古い湖です。また琵琶湖は、日本の淡水魚の宝庫とも言われており、魚類だけでなく水鳥や昆虫、水生植物等の様々な生物が生息・生育し、その種類は 1,000 種を超えています。そのうち琵琶湖にしか生息しない固有種 60 種（亜種、変種を含む）以上が確認されており、平成 5 年には湿地生態系保護のためのラムサール条約（国際湿地条約）の登録湿地に指定されました。</p> <p>琵琶湖周辺地域では古くから度々洪水や渇水に悩まされ、さらに市街地化や工業化の進展により、自然環境や生活環境の悪化も深刻化していました。我が国の高度経済成長を背景にした下流阪神地域の水需要の急激な増大により琵琶湖の重要性が高まる中、「琵琶湖の自然環境の保全と汚濁した水質の回復を図りつつ、その水資源の利用と関係住民の福祉とあわせて増進し、近畿圏の健全な発展に寄与する」ことを目的として、昭和 47 年に「琵琶湖総合開発計画」が策定されました。</p> <p>当該事業では、「琵琶湖の水質や恵まれた自然環境を守るための保全対策」、「淀川及び琵琶湖周辺の洪水被害を解消するための治水対策」、「水資源の有効利用を図る利水対策」を 3 つの柱として、40 m³/s の水資源開発と湖岸堤、瀬田川浚渫、内水排除施設等の整備を行う「琵琶湖開発事業」とあわせて、国・県・市町村等が実施する「地域開発事業」として、道路、下水道、自然保護地域公有化、ゴミ処理施設、水質観測施設、農業集落排水処理施設等を実施し、琵琶湖総合開発事業は 25 年の歳月をかけ、平成 9 年 3 月に終了しました。</p> <p>この事業により、琵琶湖流域のみならず琵琶湖・淀川流域全体において社会資本の充実をもたらすと同時に、湖岸堤や内水排除施設の建設等によって琵琶湖の洪水被害は減少しました。さらに、種々の水位低下対策等により渇水時においても大きな被害が生じなくなるなど、流域の治水・利水環境は大幅に向上し、水質保全においても、下水道整備、し尿処理施設整備等により流入汚濁負荷量が軽減しました。</p>	<p>琵琶湖面積：滋賀県流域政策局資料</p> <p>琵琶湖湖面（面積）の圏域毎への分割 (Km²)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>圏域名</th> <th>認可状況</th> <th>対象市町(面積)</th> <th>琵琶湖面積</th> <th>流域面積</th> <th>圏域面積</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>甲賀湖南</td> <td>変更案策定中</td> <td>草津市(19.70)、守山市(10.55) 野洲市(19.62)</td> <td>49.87</td> <td>約 579</td> <td>約 629</td> </tr> <tr> <td>湖東</td> <td>策定中</td> <td>彦根市(98.69)</td> <td>98.69</td> <td>約 337</td> <td>約 436</td> </tr> <tr> <td>湖西</td> <td>策定中</td> <td>高島市(181.64)</td> <td>181.64</td> <td>約 567</td> <td>約 749</td> </tr> <tr> <td>湖北</td> <td>策定中</td> <td>米原市(27.36)、長浜市(141.31)</td> <td>166.67</td> <td>約 754</td> <td>約 923</td> </tr> <tr> <td>東近江</td> <td>認可</td> <td>近江八幡市(76.12) 東近江市(5.22)</td> <td>81.34</td> <td>約 615</td> <td>約 696</td> </tr> <tr> <td>志賀大津</td> <td>認可</td> <td>大津市(90.04)</td> <td rowspan="2">90.04</td> <td>約 203</td> <td>検討中(※)</td> </tr> <tr> <td>信楽大津</td> <td>認可</td> <td>大津市域は両圏域に影響するため、 分割面積は検討中。</td> <td>約 275</td> <td>検討中(※)</td> </tr> </tbody> </table> <p>※志賀大津、信楽大津は認可済み。現計画では流域面積を圏域面積としている。 計 670.25km²</p> <p>・固有種：滋賀県「滋賀の環境 2021（令和 3 年版環境白書）」 →固有種 62 種</p> <div style="display: flex; flex-wrap: wrap;"> <div style="width: 33%;"> <p>◆琵琶湖水系に生息する固有種</p> <p>プランクトン（2種） スズケイソウ ニッポンイトケイソウ</p>  <p>スズケイソウ</p> </div> <div style="width: 33%;"> <p>底生動物（37種）</p> <p>オオツカイメン ビワオオウスムシ ビワミジンコ ビワカマカ ナリタヨコエビ ビワコエグリトビケラ ナガタニシ ナガタニシ属 ビワコミスシタダミ フトマキカワニナ タテヒダカワニナ ハベカワニナ イボカワニナ ヤマトカワニナ カゴメカワニナ シライシカワニナ マルドフガイ セタシジミ</p>  <p>セタシジミ</p> </div> <div style="width: 33%;"> <p>カワムラヒメウスムシ イカリビル アナンデルヨコエビ ビワコシロカゲロウ ホソマキカワニナ クロカワニナ ナンゴウカワニナ モリカワニナ ナカセコカワニナ オオウラカワニナ タテジワカワニナ タケシマカワニナ イケチョウガイ オトコタテボシガイ オグラヌマガイ カワムラメシジミ オウミガイ ヒロクチヒラマキガイ カドヒラマキガイ</p>  <p>アナンデルヨコエビ</p> </div> </div> <p>寄生動物（4種） 吸虫類（1種） 糸虫類（2種） 線虫類（1種）</p> <p>水草（2種） ネジレモ サンネンモ</p>  <p>ネジレモ</p> <p>魚類（17種） ビワマス アブラヒガイ ビワヒガイ ホンモロコ スゴモロコ ヨドゼラ ワタカ ゲンゴロウブナ ニゴロブナ</p> <p>ウツセミカシカ オオガタスジシマドジョウ ビワコガタスジシマドジョウ</p>  <p>ニゴロブナ</p>  <p>ホンモロコ</p>	圏域名	認可状況	対象市町(面積)	琵琶湖面積	流域面積	圏域面積	甲賀湖南	変更案策定中	草津市(19.70)、守山市(10.55) 野洲市(19.62)	49.87	約 579	約 629	湖東	策定中	彦根市(98.69)	98.69	約 337	約 436	湖西	策定中	高島市(181.64)	181.64	約 567	約 749	湖北	策定中	米原市(27.36)、長浜市(141.31)	166.67	約 754	約 923	東近江	認可	近江八幡市(76.12) 東近江市(5.22)	81.34	約 615	約 696	志賀大津	認可	大津市(90.04)	90.04	約 203	検討中(※)	信楽大津	認可	大津市域は両圏域に影響するため、 分割面積は検討中。	約 275	検討中(※)
圏域名	認可状況	対象市町(面積)	琵琶湖面積	流域面積	圏域面積																																												
甲賀湖南	変更案策定中	草津市(19.70)、守山市(10.55) 野洲市(19.62)	49.87	約 579	約 629																																												
湖東	策定中	彦根市(98.69)	98.69	約 337	約 436																																												
湖西	策定中	高島市(181.64)	181.64	約 567	約 749																																												
湖北	策定中	米原市(27.36)、長浜市(141.31)	166.67	約 754	約 923																																												
東近江	認可	近江八幡市(76.12) 東近江市(5.22)	81.34	約 615	約 696																																												
志賀大津	認可	大津市(90.04)	90.04	約 203	検討中(※)																																												
信楽大津	認可	大津市域は両圏域に影響するため、 分割面積は検討中。		約 275	検討中(※)																																												
9	<p>しかしながら、土地利用や産業活動の変遷、生活様式の変化等により、琵琶湖を取り巻く状況は依然として厳しく、水質の保全、水源の涵養、自然的環境・景観の保全等が緊急の課題となり、平成 12 年に県民総ぐるみによる琵琶湖保全の指針である琵琶湖総合保全整備計画「マザーレイク 21 計画」^{※1}を策定し、琵琶湖の総合保全の取組を進めてきました。平成 27 年には「琵琶湖の保全及び再生に関する法律」が公布・施行され、琵琶湖が国民的資産であると位置づけられたことを受け、滋賀県では「琵琶湖保全再生施策に関する計画」（琵琶湖保全再生計画）^{※2}を策定しました。水質保全対策を計画的・総合的に推進することを目的として定めた「琵琶湖に係る湖沼水質保全計画」^{※3}とともに、水質保全や湖辺の保全をはじめ健全な琵琶湖の保全に向けた対策を実施しています。</p>	<p>・琵琶湖総合保全整備計画（マザーレイク 21 計画）：滋賀県 HP</p> <p>第 1 期：平成 11 年度（1999 年度）～平成 22 年度（2010 年度）</p> <p>第 2 期：平成 23 年度（2011 年度）～令和 2 年度（2020 年度） 終了</p> <p>・琵琶湖保全再生施策に関する計画：滋賀県 HP</p> <p>第 1 期：平成 29 年度（2017 年度）～令和 2 年度（2020 年度）</p> <p>第 2 期：令和 3 年度（2021 年度）～令和 7 年度（2025 年度）</p>																																															

<p>頁</p> <p>9</p>	<p style="text-align: center;">河川整備計画（本文）</p> <p>※1 琵琶湖総合保全整備計画「マザーレイク 21 計画」</p> <p>マザーレイク 21 計画は、平成 9 年度から 2 箇年にわたり、琵琶湖およびその周辺地域を 21 世紀に向けた湖沼保全のモデルとすべく、環境庁、国土庁、農林水産省、林野庁、厚生省および建設省の 6 省庁が共同で実施した「琵琶湖の総合的な保全のための計画調査」を踏まえた、県民総ぐるみによる琵琶湖総合保全の指針として県が計画を定めたものです。平成 23 年度からの第 2 期計画期間に合わせ、平成 23 年 10 月に改訂を行いました。令和 2 年度に「琵琶湖保全再生計画（第 1 期）」と「マザーレイク 21 計画」の計画期間が終期を迎えたことを機に、行政の施策については琵琶湖保全再生計画（第 2 期）に一元化されました。</p> <p>※2 琵琶湖保全再生施策に関する計画（琵琶湖保全再生計画）</p> <p>多様化する琵琶湖の課題に対するためには、法の制定が必要であるとの機運が高まり、議員立法に向けた取組が進められた結果、平成 27 年 9 月 16 日に、「琵琶湖の保全及び再生に関する法律」が国会で全会一致により成立し、同年 9 月 28 日に施行されました。これを受けて、国は、平成 28 年 4 月 21 日に基本方針を策定し、県は、この基本方針を勘案して、法第 3 条による、法定計画である「琵琶湖保全再生施策に関する計画」を平成 29 年 3 月に策定しました。令和 3 年度からの第 2 期計画期間に合わせ、令和 3 年 3 月に改訂を行いました。</p> <p>※3 琵琶湖に係る湖沼水質保全計画</p> <p>湖沼の水質保全対策を計画的・総合的に推進することを目的として、国において昭和 59 年に湖沼水質保全特別措置法（湖沼法）が制定され、琵琶湖は、昭和 60 年に湖沼法に基づく指定湖沼の指定を受けました。滋賀県および京都府は昭和 61 年度以降 5 年を計画期間とする「琵琶湖に係る湖沼水質保全計画」を策定し、総合的な水質保全施策を実施してきました。また、令和 4 年 3 月には第 8 期計画を策定し、計画に定める対策を実施しているところです。</p>	<p style="text-align: center;">出典・根拠</p> <div data-bbox="1587 231 2656 808" style="border: 1px solid black; padding: 10px;"> <h3 style="text-align: center;">琵琶湖保全再生施策に関する計画(第2期)の概要</h3> <p>計画期間 ◆ 令和 3 年度（2021 年度）から令和 7 年度（2025 年度）までの 5 年間です。 ※ 第 1 期計画期間は、平成 29 年度（2017 年度）から令和 2 年度（2020 年度）まで。</p> <p>趣 旨 ◆ 「国民的資産」である琵琶湖を、健全で恵み豊かな湖として保全および再生を図るため、平成 27 年 9 月 28 日に「琵琶湖の保全及び再生に関する法律」が公布、施行されました。これを受けて、平成 28 年 4 月 21 日に国において「琵琶湖の保全及び再生に関する基本方針」が定められました。この「基本方針」を勘案し、滋賀県では、平成 29 年 3 月に「琵琶湖保全再生施策に関する計画（第 1 期）」を策定しました。</p> <p>◆ 令和 3 年 3 月には、近年の琵琶湖の状況や施策の実施状況、その他状況の変化等を踏まえ、琵琶湖保全再生施策を総合的・効果的に推進するため、「琵琶湖保全再生施策に関する計画（第 2 期）」を策定しました。</p> <p>◆ 琵琶湖の保全および再生に当たっては、琵琶湖と人との共生を基調とし、「共感」「共存」「共有」が重要であるとの認識の下、琵琶湖の保全再生を推進します。</p> <div style="text-align: center;"> <pre> graph TD A[琵琶湖と人との共生] --- B[共感] A --- C[共存] A --- D[共有] B --- B1[琵琶湖の重要性や、保全・再生についての「共感」を得る] C --- C1[琵琶湖の保全と多様で活のある暮らしとの「共存」を図る] D --- D1[琵琶湖の価値を将来にわたって「共有」できるよう努める] </pre> </div> </div> <p style="text-align: right;">出典：琵琶湖保全再生施策に関する計画（第 2 期）概要パンフレット</p> <p>・琵琶湖に係る湖沼水質保全計画：滋賀県 HP</p> <p>第 5 期：平成 18 年度（2006 年度）～平成 22 年度（2010 年度）</p> <p>第 6 期：平成 23 年度（2011 年度）～平成 27 年度（2015 年度）</p> <p>第 7 期：平成 28 年度（2016 年度）～令和 2 年度（2020 年度）</p> <p>第 8 期：令和 3 年度（2021 年度）～令和 7 年度（2025 年度）</p>
-------------------	---	---

頁	河川整備計画（本文）	出典・根拠
9	<p>（湖辺の現状と課題）</p>	<p>・日野川河口：杉村重憲・中辻崇浩・宇多高明,琵琶湖における試験養浜のモニタリング調査, 水工学論文集第 53 巻,2009 年</p>
10	<p>湖辺域の沈水植物帯、ヨシ群落、河畔林などは、湖国らしい個性豊かな郷土の原風景であると同時に、魚類・鳥類の生息場所、湖岸の侵食防止、水質保全など多様な機能を有しており、豊かな生物相を育み、琵琶湖の環境保全に大きな役割を果たしています。県では、平成 4 年 3 月からヨシ群落保全条例(滋賀県琵琶湖のヨシ群落の保全に関する条例)によりヨシ原の多様な働きを見直し保全することになりました。</p> <p>琵琶湖の湖辺域では、私たちの暮らしや産業活動から排出される環境負荷や埋め立て、内湖の干拓、湖岸や河川の人工護岸化、ほ場整備等による水路形状や土地区画の変化等によって、砂浜、内湖、沈水植物帯、ヨシ群落、河畔林等が消滅あるいは減少し、良好な生物の生息・生育環境の消失、分断、孤立化により琵琶湖の固有種を含む在来種の生息種数や個体数の減少、および侵略性の高い外来種の増加が見られます。このようなことから、琵琶湖が本来持っている自然豊かな湖辺を取り戻すことで、湖沼生態系を健全な形で維持、復元することが求められています。</p> <p>圏域内においては、日野川の河口周辺で砂浜の消失や浜崖（砂浜の後退）が見られます。砂浜は、琵琶湖に流れ込む河川から供給された土砂が湖岸沿いに運ばれて堆積したものです。一般に砂浜が維持されるのは、波の作用によって湖岸線と平行に移動する漂砂と河川から運ばれる砂が均衡している場合であり、河川からの供給量が減少すると砂浜の後退が起きます。砂浜の後退は、松林等の倒壊や湖岸沿いの土地の流出を引き起こします。こうしたことから、安定した砂浜やなぎさ線の維持が求められています。</p> <p>愛知川河口右岸では、平成 4 年頃から砂浜の侵食が発生し、倒壊した樹木や根の露出した樹木が見られていましたが、その後、突堤などの整備により現在は安定しております。</p>	 <p>図-2 日野川河口部の汀線変化</p> <p>・愛知川河口：西寫照毅・宇多高明・富士川洋一・中辻崇浩,琵琶湖における湖水位の急上昇と波浪による湖岸変形, 海岸工学論文集第 43 巻,1996 年</p>  <p>写真-6 造成した園地内で倒壊した松（新海浜）</p>